
さぬき市障害者計画(第7次)

さぬき市障害福祉計画(第7期)

さぬき市障害児福祉計画(第3期)

(令和6年度~令和8年度)



令和6年3月

さぬき市

目次

第1部 計画の概要	1
第1章 計画の概要	2
1 計画策定の趣旨.....	2
2 障害福祉に関する制度・施策の変遷.....	3
3 計画の性質.....	4
4 計画の期間等.....	6
第2章 障害者を取り巻く状況	7
1 人口・世帯の推移.....	7
2 障害のある人の現状.....	8
3 アンケート調査等の概要.....	14
4 計画の課題.....	19
第2部 さぬき市障害者計画(第7次)	22
第1章 計画の体系	23
1 基本理念.....	23
2 基本的な視点.....	23
3 施策体系.....	26
第2章 計画の推進	27
1 理解と交流への啓発活動.....	27
2 多様な生活の場の整備.....	30
3 保健・医療体制の充実.....	34
4 切れ目のない保育・療育・教育の提供.....	38
5 雇用・就労の促進強化.....	42
6 社会参加の促進.....	44
7 生活環境の整備・向上.....	46
第3部 さぬき市障害福祉計画(第7期)・さぬき市障害児福祉計画(第3期)	49
第1章 障害福祉計画	50
1 基本的な考え方.....	50
2 障害福祉サービスと地域生活支援事業について.....	51
3 第7期の目標(成果目標).....	52
4 障害福祉サービスの実績と見込み.....	57
5 地域生活支援事業の実績と見込み.....	65
第2章 障害児福祉計画	81
1 基本的な考え方.....	81
2 障害児福祉サービス.....	81
3 第3期の目標(成果指標).....	82
4 障害児福祉サービスの実績と見込み.....	83
第3章 計画の推進	86
1 計画の進行管理.....	86
2 計画の推進体制.....	87
資料編	88
さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例.....	89
さぬき市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例.....	92
さぬき市障害者計画等策定委員会設置要綱.....	94
関係者へのヒアリング調査について.....	96
さぬき市障害福祉計画等策定委員会委員名簿.....	98
計画策定の経緯.....	99

第1部 計画の概要





第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成23年8月、障害者基本法が改正され、障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指すことが掲げられ、平成25年4月、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として、障害者自立支援法が改正施行されました。

平成28年4月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

また、同年6月には、障害者総合支援法が改正され、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図ることとし、いずれも平成30年4月から施行されました。

さぬき市では、障害者差別解消法の施行に合わせ、「さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例」を平成31年4月に施行し、「さぬき市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」を令和元年7月に施行しました。障害者施策の基本となる「障害者計画」と、計画的にサービスを提供していくため、数値目標を設定し、サービスの提供体制の確保と方策を定めた「障害福祉計画及び障害児福祉計画」を策定し、計画的かつ総合的に推進してきました。

この度、「さぬき市障害者計画（第6次）・さぬき市障害福祉計画（第6期）及びさぬき市障害児福祉計画（第2期）」が令和5年度末をもって計画期間が満了することから、本市の障害者を取り巻く現況を踏まえ、新たな「さぬき市障害者計画（第7次）・さぬき市障害福祉計画（第7期）及びさぬき市障害児福祉計画（第3期）」を策定します。本計画は、本市の最上位計画である「さぬき市総合計画」との整合性を確保するとともに、福祉分野における他の関連計画との調和を図ります。

2 障害福祉に関する制度・施策の変遷





3 計画の性質

本計画は、「障害者基本法」の規定に基づき、障害者関係団体、NPO等民間団体、事業者団体、地方公共団体等との連携・協力を得て策定する障害者のための施策に関する基本的な計画（＝障害者計画）と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の規定に基づいて作成するサービス提供体制の確保に関する計画（＝障害福祉計画）及び「児童福祉法」の規定に基づいて作成するサービス提供体制の確保に関する計画（＝障害児福祉計画）を合わせ、相互に調和のとれた計画として策定するものです。

◎障害者計画（障害者基本法）

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◎障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

◎障害児福祉計画（児童福祉法）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み

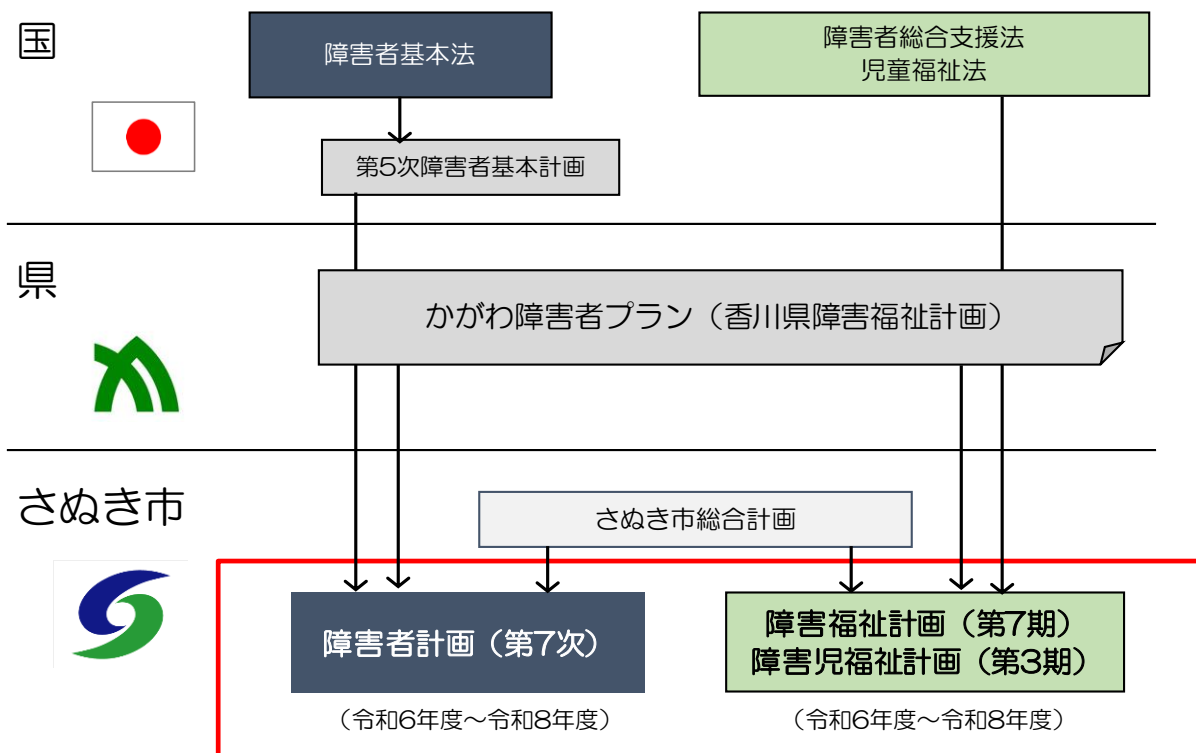
■ 障害者の概念

○『障害者』とは、「障害者基本法」第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。

○『発達障害』とは、発達障害者支援法第2条に規定する「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」をいいます。

[補説]『社会的障壁』とは、同条第2号に規定する「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」をいいます。

○『難病患者』とは、「難病等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に著しい支障のある者」をいいます。

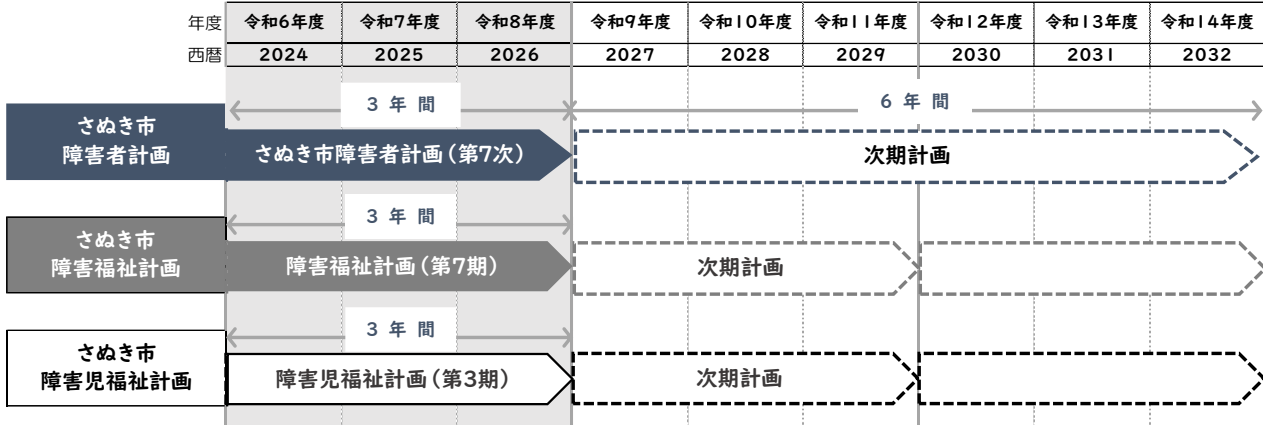




4 計画の期間等

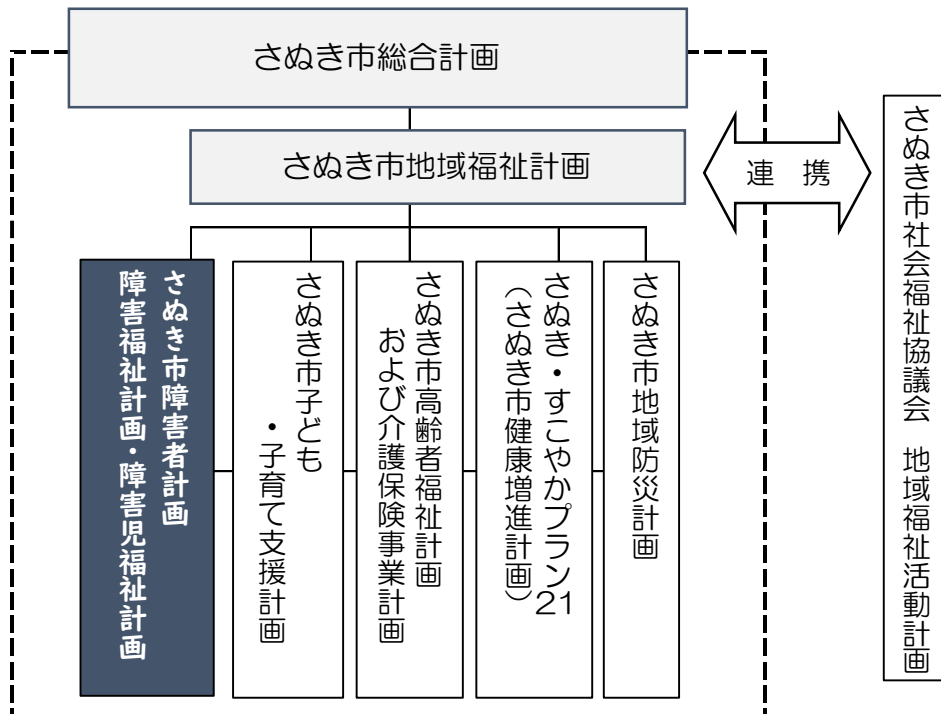
(1) 計画の期間

「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画とします。



(2) 他の計画との関連

本計画の策定にあたっては、「さぬき市総合計画」を上位計画とし、「さぬき市地域福祉計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「さぬき市子ども・子育て支援計画」等の関連計画との調和を図ります。



第2章 障害者を取り巻く状況

1 人口・世帯の推移

(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、減少傾向で推移しており、令和5年には45,574人となっています。一方で、高齢者人口は、増加傾向にあり、それに伴い高齢化率は上昇しています。平成30年には、高齢化率は35.3%でしたが、令和5年には38.1%へと増加しています。今後も、人口減少と高齢化が進むことが予測されます。

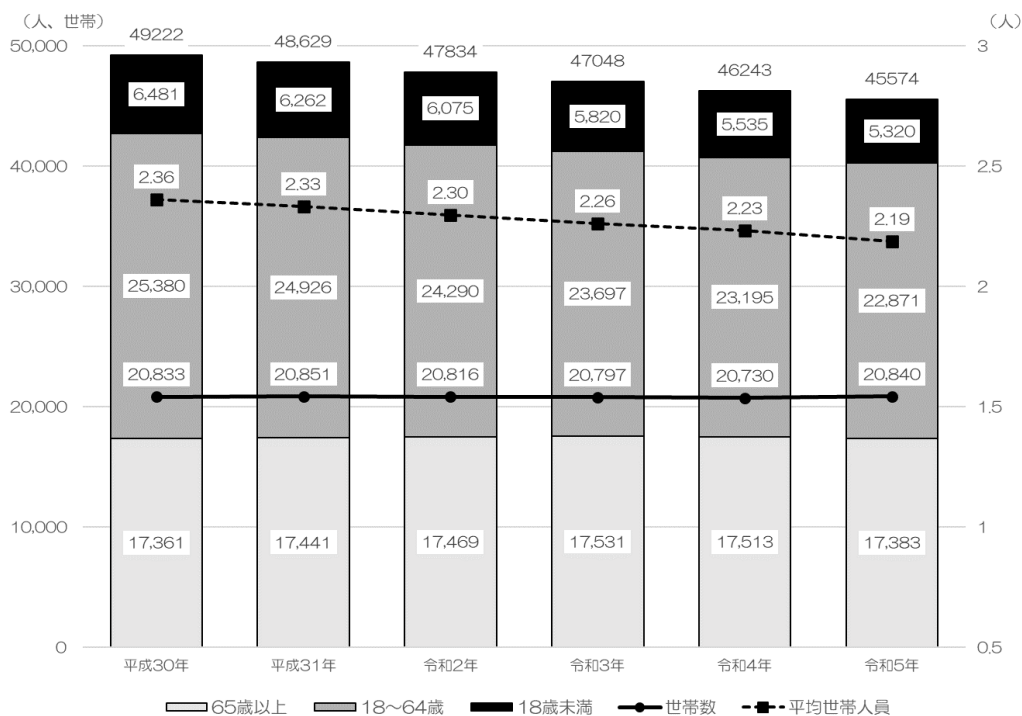
世帯数は、横ばい傾向となっています。1世帯当たりの世帯構成員数でみると減少しており、核家族世帯や独居世帯が増加していることが推測されます。

■人口と高齢化率の推移

単位：人、世帯、%

	平成30年		平成31年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
18歳未満	6,481	13.2%	6,262	12.9%	6,075	12.7%	5,820	12.4%	5,535	12.0%	5,320	11.7%
18~64歳	25,380	51.6%	24,926	51.3%	24,290	50.8%	23,697	50.4%	23,195	50.2%	22,871	50.2%
65歳以上	17,361	35.3%	17,441	35.9%	17,469	36.5%	17,531	37.3%	17,513	37.9%	17,383	38.1%
総人口	49,222	100.0%	48,629	100.0%	47,834	100.0%	47,048	100.0%	46,243	100.0%	45,574	100.0%
高齢化率	35.3%		35.9%		36.5%		37.3%		37.9%		38.1%	
世帯数	20,833		20,851		20,816		20,797		20,730		20,840	
平均世帯人員 (人/世帯)	2.36		2.33		2.30		2.26		2.23		2.19	

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）





2 障害のある人の現状

(1) 障害者手帳所持者の推移

本市に居住する障害者の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複を含む。））は、令和5年4月1日現在で2,982人となっています。身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。療育手帳は横ばい、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあります。

また、手帳所持者の総人口に占める割合は、6.5～6.6%で推移しており、ほぼ横ばいとなっています。

■ 手帳所持者の推移

単位：人、%

	身体障害者手帳	療育手帳	精神保健福祉手帳	合計	手帳所持者合計 /総人口
平成30年	2,529	419	262	3,210	6.5%
平成31年	2,483	426	290	3,199	6.6%
令和2年	2,398	438	310	3,146	6.6%
令和3年	2,349	441	319	3,109	6.6%
令和4年	2,268	440	335	3,043	6.6%
令和5年	2,187	435	360	2,982	6.5%
増加率 (令和2年度比)	-8.8%	-0.7%	16.1%	-5.2%	—

資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

(2) 身体障害者（児）の状況

身体障害者手帳所持者の年齢構成を見ると、令和5年では18歳未満は0.7%、18～64歳が20.8%、65歳以上が78.5%となっており、身体障害者は65歳以上が圧倒的多数を占めていることが分かります。

■ 身体障害者手帳所持者の推移（年齢別）

単位：人、%

	18歳未満		18～64歳		65歳以上		合計
平成30年	26	1.0%	517	20.4%	1,986	78.5%	2,529
平成31年	25	1.0%	508	20.5%	1,950	78.5%	2,483
令和2年	23	1.0%	491	20.5%	1,884	78.6%	2,398
令和3年	23	1.0%	472	20.1%	1,854	78.9%	2,349
令和4年	18	0.8%	460	20.3%	1,790	78.9%	2,268
令和5年	16	0.7%	454	20.8%	1,717	78.5%	2,187

資料：障害福祉課（各年4月1日現在）



■ 身体障害者手帳所持者数の推移(等級別)

単位:人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成30年	736	356	419	724	141	153	2,529
平成31年	746	348	415	686	138	150	2,483
令和2年	719	324	409	667	138	141	2,398
令和3年	708	308	412	660	126	135	2,349
令和4年	674	300	401	636	120	137	2,268
令和5年	650	289	384	621	116	127	2,187

資料:障害福祉課(各年4月1日現在)

■ 身体障害者手帳所持者数の推移(障害の部位別)

単位:人

区分		視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
平成30年	18歳未満	0	1	2	16	7	26
	18~64歳	36	25	10	314	132	517
	65歳以上	154	144	20	1,040	628	1,986
	計	190	170	32	1,370	767	2,529
平成31年	18歳未満	0	0	2	16	7	25
	18~64歳	36	25	10	302	135	508
	65歳以上	155	146	20	1,007	622	1,950
	計	191	171	32	1,325	764	2,483
令和2年	18歳未満	0	0	2	15	6	23
	18~64歳	34	25	9	290	133	491
	65歳以上	153	143	19	960	609	1,884
	計	187	168	30	1,265	748	2,398
令和3年	18歳未満	0	0	2	15	6	23
	18~64歳	30	20	11	281	130	472
	65歳以上	153	145	16	922	618	1,854
	計	183	165	29	1,218	754	2,349
令和4年	18歳未満	0	1	1	12	4	18
	18~64歳	29	20	12	267	132	460
	65歳以上	144	145	16	888	597	1,790
	計	173	166	29	1,167	733	2,268
令和5年	18歳未満	0	1	1	10	4	16
	18~64歳	25	22	13	265	129	454
	65歳以上	143	139	16	837	582	1,717
	計	168	162	30	1,112	715	2,187

資料:障害福祉課(各年4月1日現在)



(3) 知的障害者(児)の状況

療育手帳所持者の年齢構成を見ると、令和5年では18歳未満は13.6%、18~64歳は72.6%、65歳以上は13.8%となっています。知的障害は、18~64歳が圧倒的多数を占めていることが分かります。

18歳未満の障害児は、60人弱で推移しています。65歳以上の高齢者は微増傾向にあります。

■ 療育手帳所持者数の推移(年齢別)

単位:人、%

	18歳未満		18~64歳		65歳以上		合計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
平成30年	59	14.1%	306	73.0%	54	12.9%	419
平成31年	57	13.4%	314	73.7%	55	12.9%	426
令和2年	57	13.0%	316	72.1%	65	14.8%	438
令和3年	56	12.7%	319	72.3%	66	15.0%	441
令和4年	55	12.5%	320	72.7%	65	14.8%	440
令和5年	59	13.6%	316	72.6%	60	13.8%	435

資料:障害福祉課(各年4月1日現在)

■ 療育手帳所持者数の推移(程度別)

単位:人

	○A	A	○B	B	合計
平成30年	80	98	137	104	419
平成31年	81	99	135	111	426
令和2年	79	102	140	117	438
令和3年	77	102	139	123	441
令和4年	74	103	138	125	440
令和5年	68	102	138	127	435

資料:障害福祉課(各年4月1日現在)



(4) 精神障害者(児)の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢構成を見ると、令和5年では18歳未満は1.7%、18～64歳は78.6%、65歳以上は19.7%となっています。精神障害者は18～64歳が圧倒的多数を占めていることが分かります。

障害の等級については、3級の割合が、平成30年度と比較して増加している状況です。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(年齢・等級別)

単位:人、%

区分		1級		2級		3級		合計
平成30年	18歳未満	0	0.0%	0	0.0%	4	100.0%	4
	18～64歳	10	4.8%	135	65.2%	62	30.0%	207
	65歳以上	10	19.6%	31	60.8%	10	19.6%	51
	計	20	7.6%	166	63.4%	76	29.0%	262
平成31年	18歳未満	0	0.0%	1	25.0%	3	75.0%	4
	18～64歳	12	5.3%	140	61.4%	76	33.3%	228
	65歳以上	11	19.0%	41	70.7%	6	10.3%	58
	計	23	7.9%	182	62.8%	85	29.3%	290
令和2年	18歳未満	0	0.0%	2	40.0%	3	60.0%	5
	18～64歳	16	6.5%	145	59.2%	84	34.3%	245
	65歳以上	12	20.0%	40	66.7%	8	13.3%	60
	計	28	9.0%	187	60.3%	95	30.6%	310
令和3年	18歳未満	0	0.0%	3	42.9%	4	57.1%	7
	18～64歳	13	5.1%	156	60.7%	88	34.2%	257
	65歳以上	9	16.4%	38	69.1%	8	14.5%	55
	計	22	6.9%	197	61.8%	100	31.3%	319
令和4年	18歳未満	0	0.0%	5	62.5%	3	37.5%	8
	18～64歳	17	6.4%	159	60.0%	89	33.6%	265
	65歳以上	11	17.7%	44	71.0%	7	11.3%	62
	計	28	8.4%	208	62.1%	99	29.6%	335
令和5年	18歳未満	0	0.0%	4	66.7%	2	33.3%	6
	18～64歳	15	5.3%	164	58.0%	104	36.7%	283
	65歳以上	13	18.3%	48	67.6%	10	14.1%	71
	計	28	7.8%	216	60.0%	116	32.2%	360

資料:障害福祉課(各年4月1日現在)



(5) 難病患者などの状況

■ 特定疾患および指定難病受給者と小児慢性特定疾患対策受給者の推移

単位:人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特定疾患・指定難病受給者	520	512	518	559	548	547
小児慢性特定疾患受給者	39	41	41	48	40	37
合計	559	553	559	607	588	584

資料:香川県(各年3月31日現在)

(6) 障害支援区分の状況

■ 障害支援区分認定者数の推移

単位:人

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
平成30年	6	53	53	49	39	73	273
平成31年	5	48	52	53	42	73	273
令和2年	6	42	51	55	39	71	264
令和3年	9	44	54	55	40	69	271
令和4年	11	49	50	55	47	65	277
令和5年	13	55	54	52	54	62	290

資料:障害福祉課(各年4月1日現在)

(7) 障害児保育の実施状況

■ 障害児保育の実施状況(児童数・加配職員数)

単位:人

	児童数			加配職員数		
	保育所(園)	放課後児童クラブ	合計	保育所(園)	放課後児童クラブ	合計
平成30年	2	15	17	2	9	11
平成31年	1	14	15	1	11	12
令和2年	1	21	22	1	9	10
令和3年	2	18	20	2	8	10
令和4年	1	18	19	1	4	5
令和5年	1	24	25	1	6	7

資料:幼保子ども園課、子育て支援課(各年4月1日現在)



(8) 特別支援学級の状況

■ 特別支援学級の在籍者数・通級指導教室の在籍者数

単位:人

	特別支援学級の在籍者数			通級指導教室の在籍者数		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
平成30年	76	16	92	9	0	9
平成31年	79	22	101	9	0	9
令和2年	81	25	106	12	0	12
令和3年	90	30	120	17	0	17
令和4年	93	28	121	29	0	29
令和5年	101	34	135	41	0	41

資料:学校教育課(各年5月1日現在)

(9) 経済的支援の受給状況

■ 各種経済的支援受給者数等の推移

単位:人

	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	心身障害者扶養共済制度	
	受給者数			加入者数	受給者数
平成30年	74	21	51	47	30
平成31年	74	20	51	44	32
令和2年	71	20	56	40	37
令和3年	72	17	55	38	36
令和4年	71	15	54	35	38
令和5年	69	14	49	33	37

資料:障害福祉課(各年4月1日現在)

■ 自立支援医療の受給者の推移

単位:人

	精神通院	更生医療	育成医療	合計
平成30年	544	125	14	683
平成31年	577	126	7	710
令和2年	588	99	10	697
令和3年	645	116	6	767
令和4年	607	120	6	733
令和5年	601	99	4	704

資料:障害福祉課(各年4月1日現在)



3 アンケート調査等の概要

(1) 調査等の概要

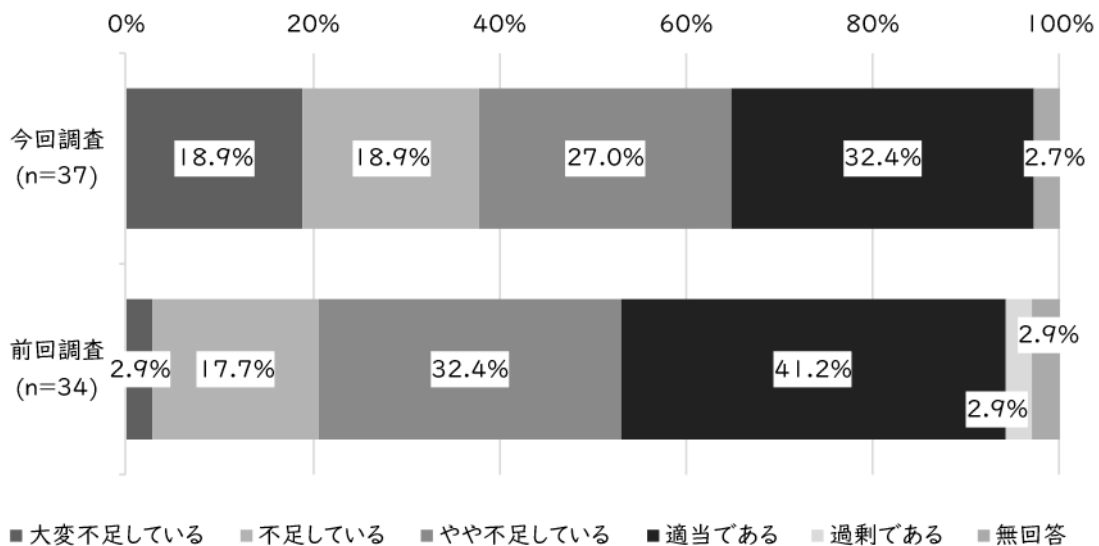
項目	アンケート調査	ヒアリング調査
対象者	・さぬき市から利用のある障害福祉サービス事業所(市外を含む)	・社会福祉法人 さぬき市社会福祉協議会 ・障害者団体 3団体
調査時期	令和5年 8 月	令和5年 10 月 13 日
人数等	配布数: 47 件 回収数: 37 件 回収率: 78.7%	・さぬき市社会福祉協議会 担当者 4名 ・障害者団体 各団体の代表者 3名
調査方法	郵送配布、郵送回収	面談による聞き取り 場所:さぬき市寒川庁舎

(2) 事業所アンケート調査結果の概要

■業務量に対する職員の過不足

全体では、「適当である」が32.4%と最も多く、次いで「やや不足している」27.0%、「不足している」18.9%、「大変不足している」18.9%となっています。

前回調査と比べて「大変不足している」「不足している」が増加し、「やや不足している」「適当である」「過剰である」が減少となっています。

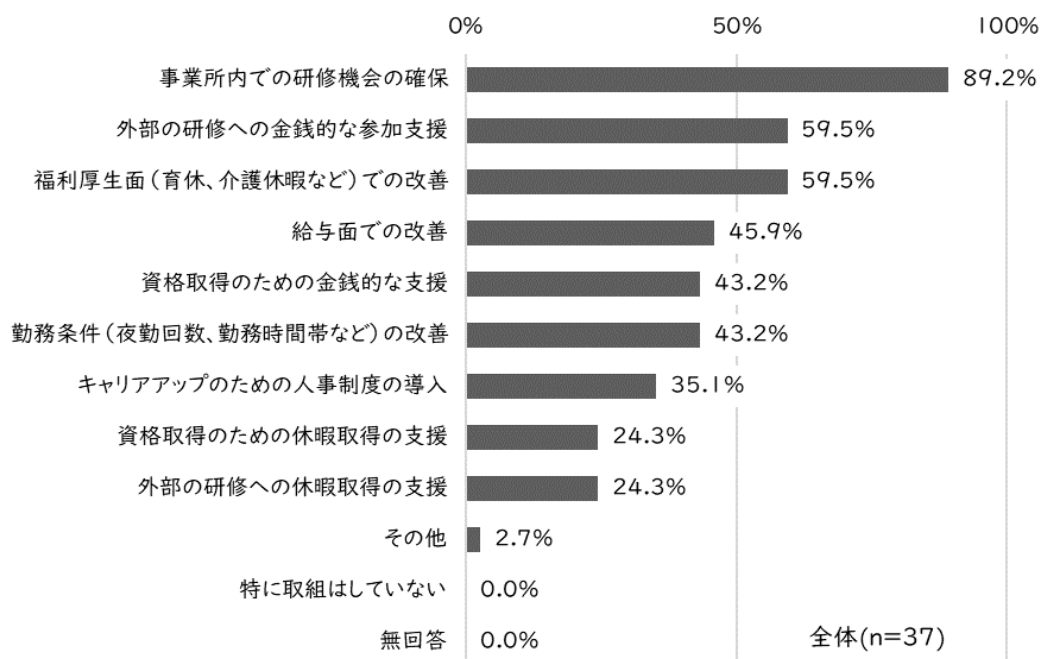




■職員定着のための取組

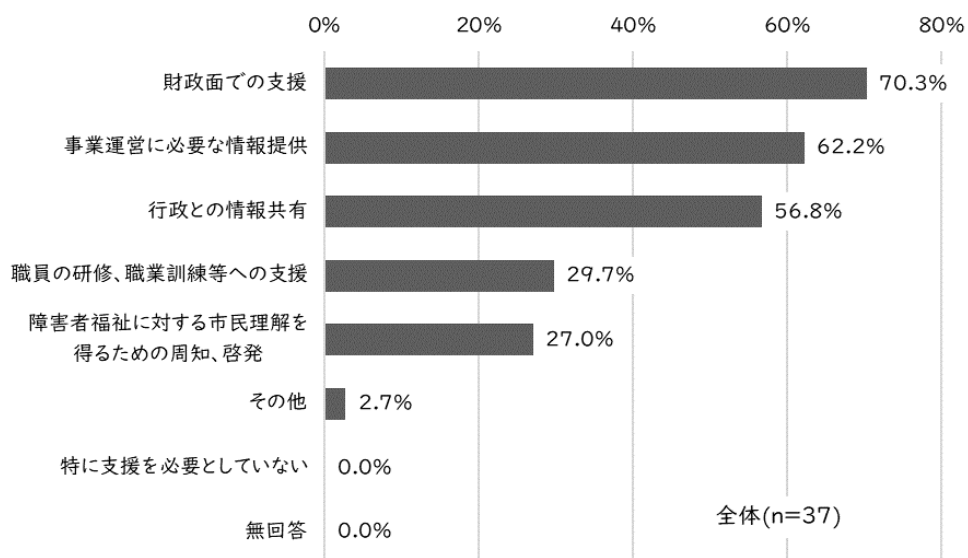
全体では「事業所内での研修機会の確保」が89.2%と最も多く、次いで「外部の研修への金銭的な参加支援」「福利厚生面（育休、介護休暇など）での改善」59.5%、「給与面での改善」45.9%となっています。

「給与面での改善」の取組では、収支状況が「赤字である」、職員の過不足が“やや不足している、適当である”と答えた事業所の割合が多くなっています。



■事業運営にあたって必要な支援

全体では、「財政面での支援」が70.3%と最も多く、次いで「事業運営に必要な情報提供」62.2%、「行政との情報共有」56.8%となっています。

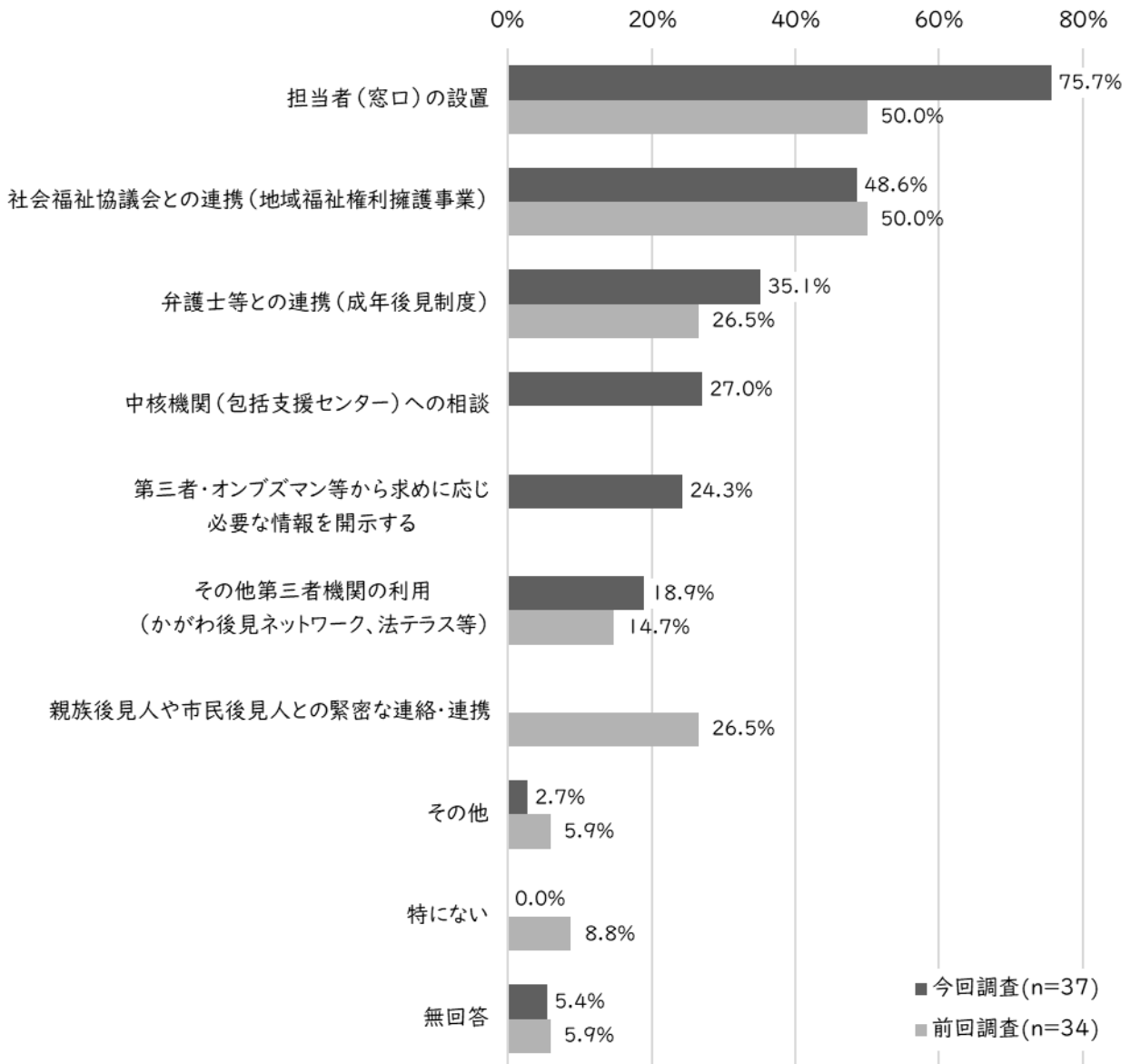




■権利擁護のための取組

全体では、「担当者(窓口)の設置」が75.7%と最も多く、次いで「社会福祉協議会との連携」48.6%、「弁護士等との連携」35.1%となっています。

前回調査と比べて「担当者(窓口)の設置」「弁護士等との連携(成年後見制度)」「その他第三者機関の利用(かがわ後見ネットワーク、法テラス等)」が増加し、「社会福祉協議会との連携(地域福祉権利擁護事業)」が減少となっています。

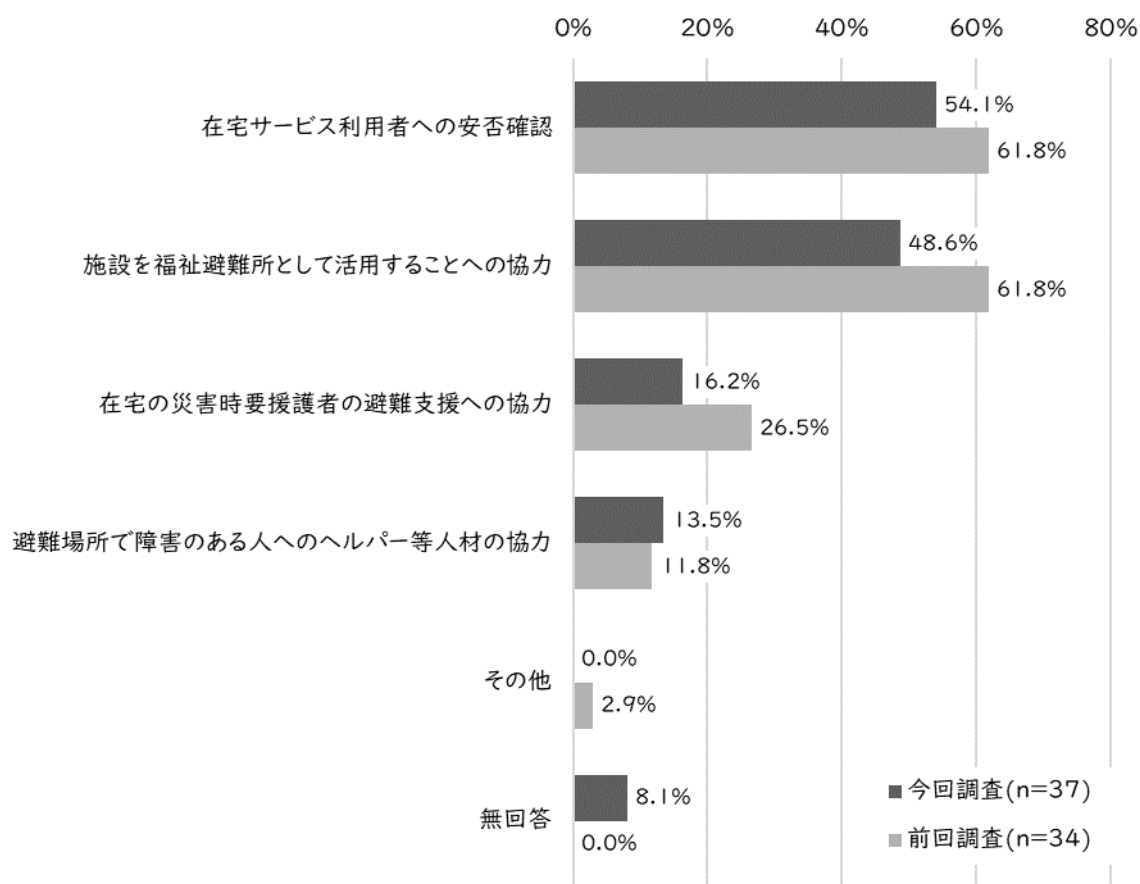




■災害時に障害のある人へ支援できること

全体では「在宅サービス利用者への安否確認」が54.1%と最も多く、次いで「施設を福祉避難所として活用することへの協力」48.6%、「在宅の災害時要援護者の避難支援への協力」16.2%となっています。

前回調査と比べて「避難場所で障害のある人へのヘルパー等人材の協力」が増加し、「施設を福祉避難所として活用することへの協力」「在宅サービス利用者への安否確認」「在宅の災害時要援護者の避難支援への協力」が減少となっています。





(3) 団体等ヒアリング調査結果の概要

■就労に関すること

- ・就労に関しては個人差が大きくあります。
- ・法定雇用率以上の雇用を行政は実施して欲しいです。また、重度障害者の受け入れが少ないので、重度障害者が可能な仕事を精査し雇用の検討を実施して欲しいです。
- ・就労支援 B 型の就労が多くなっています。就労支援 A 型サービスが必要です。

■権利擁護に関すること

- ・本人、家族の年齢が高くなっています。親亡き後の生活が心配になっています。
- ・お金に関する問題を抱えている人が多いです。
- ・成年後見制度の利用が一部においてあります。

■差別や虐待に関すること

- ・親は信じて預けるしかありません。本人は、差別等の不利益を受けていると気づいていないことが多いと思います。職員等の資質の向上に努めてもらいたい。
- ・差別等に関しては、昔に比べて良くなったとは思いますが、まだまだ理解されていない現状もあります。

■障害福祉サービスに関すること

- ・親亡き後、手続等ができるか不安です。
- ・訪問系のサービスは非常に助かっています。
- ・サービス対象外の方が問題を抱えていることがあります。
- ・A 型就労支援、グループホーム、短期入所が不足しています。
- ・新規利用が多い、満床時にサービスを断られている現状があります。
- ・必要な時に必要な量の支援を求めています。

■防災に関すること

- ・防災訓練の参加はほとんどありません。
- ・実際に避難所は利用できないと思います。
- ・福祉避難所の充実をお願いしたい。

■地域の問題

- ・相談支援専門員の数少なく、相談対応ができないことがあります。
- ・職員不足の問題が慢性化している状況です。
- ・お金や依存、就労といった、軽度の方の相談が増えています。



4 計画の課題

障害者施策の動向や統計データ、各調査の結果を総合的に勘案し、本市における障害のある人を取り巻く課題について整理すると、次のとおりとなります。

(1) 理解と交流への啓発活動

「障害者差別解消法（平成28年4月施行）」が施行され、本市では、障害を理由とする差別の解消について市民の関心と理解を深めることなどを目的として、啓発活動に取り組んできました。そして、平成31年4月に、「さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例」を、令和元年7月には、「さぬき市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」を施行しました。

障害のある人・ない人、子どもや高齢者など、すべての住民が共に暮らし、共に高め合うことができる地域共生社会の実現が求められています。

障害者差別や虐待は、障害のある人の尊厳を侵害するものであり、障害のある人の自立や社会参加に向け、未然防止や解消を図っていくことが極めて重要です。

そのためには、障害や障害のある人に対する理解の醸成が必要です。子どもの頃から学ぶ機会を創出し、普及啓発の充実を図ることで、地域全体で見守り、対応できる環境・地域づくりに取り組む必要があります。

国際社会の共通の目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」が目指す「誰一人として取り残さない」社会の実現につながるものです。そのため、虐待防止や差別の解消などの権利擁護を推進していくとともに、心のバリアフリーとして、意思疎通支援や地域交流機会の充実を図る必要があります。

(2) 多様な生活の場の整備

社会環境の変化に伴い、価値観が多様化する中で、自らのライフスタイルを主体的に選択し、個性豊かな人生を送ろうとする人が増えています。住み慣れた地域で安心して生き生きと自立した生活を送れるようにするためには、自らの特性を理解するとともに、必要なサービスを選択する必要があります。地域において、障害のある人を支援している人の負担軽減を図ることも必要になってきています。

地域の高齢化が進んでいく中、障害のある人が高齢になっても地域で安心して暮らし続けることができる仕組みづくりと、障害のある児童が成長や発達に応じた必要な支援を受けながら地域で暮らしていくための生活支援サービスの充実が求められています。

一方、サービスを提供する事業者では、ニーズに応じた福祉人材の確保と育成が難しくなっていることから、地域で連携して生活支援サービスの提供体制の整備が求められています。



(3) 保健・医療体制の充実

本市の高齢化率は、増加の一途をたどっています。障害の有無に関わらず、年齢を重ねると今までできていたことが多かれ少なかれ困難になっていきます。目や耳が不自由になる方、脳血管障害から半身まひの後遺症が残った方、人工股関節手術をした方、心臓ペースメーカーや人工透析を始める方等、高齢期に入ってから障害者となる方は毎年大勢います。

一方で、先天性や若年期からの障害者の場合は、元々の障害がさらに進行して不自由さが増大する方や、それまでの障害に加えて加齢に伴い手足や目、耳が不自由になる方、内部障害や精神障害を併発する方もいます。支援の程度が重度化する方の増加が見込まれます。高齢期の障害者の課題は、様々な個別の事情や背景があることを理解した上で、県や医療機関などの関係機関との連携を深め、健康管理、障害の予防・軽減のための医療、リハビリテーション、在宅ケアなど、一貫したサービスが提供できるよう関係機関が連携を図ることが重要です。

(4) 切れ目のない保育・療育・教育の提供

障害のある子どもの支援に関しては、就学前、学齢期、卒業・就職期など、ライフステージごとに、成長に応じた支援を提供していくとともに、その支援が継続・発展的に提供されることで、健やかな成長が期待されます。

各ライフステージにおいて、障害の特性に応じた切れ目のない支援を図るとともに、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等とも連携した地域支援体制を強化し、子どもの成長発達を保障していく適切な支援の仕組みと実行体制が必要です。

本人やその保護者に対する乳幼児期から学校卒業まで一貫した教育相談指導体制の整備が重要であり、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な指導・支援への取組が今後の課題となります。

(5) 雇用・就労の促進強化

障害者が社会的な自立を図るためには、自身の能力や適性に合わせた就労は必須のものとなります。就労により収入を得ることで生活基盤が確立し、生活の質を高めるだけでなく、生きがいをもって生活することが可能になります。

障害者の就労意欲の高まりと、企業における障害者雇用に対する理解や法定雇用率の引き上げ等が追い風となる一方、長期に渡る円安、景気の低迷等による社会情勢が見通せない状況です。就職や職場定着の支援など一人ひとりのニーズにあった支援を行えるよう、重層的な就労支援が必要です。また、企業に対しても障害者が安心して働き続けられる環境整備を働きかけて行く必要があります。



(6) 障害のある人の社会参加の促進

障害のある人もない人も、共に地域の中で暮らすことのできる社会をつくっていくためには、障害のある人が地域社会における多様な場に主体的に参加できるような環境の整備に引き続き努めていく必要があります。

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年に施行され、文化芸術活動を通じた健康の保持増進、生きがいつくり等で生活の質を高めて生き生きと暮らすことができるように、多様な社会活動の機会や場をつくることが求められています。

(7) 生活環境の整備・向上

高齢化や障害の重度化、「親亡き後」を見据え、地域で暮らすための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、様々な地域資源の活用などにより整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくことが必要になっています。

地震や風水害等、大規模災害への不安が高まっています。障害のある人が地域で安心して生活していくためには、日頃の緊急通報体制とともに、災害時の避難支援体制の確保が重要です。

さらに、障害のある人の権利や財産を保護するための成年後見体制の整備・充実、権利擁護の制度の利用を通して、生活の安心を確保できることが求められています。



第 2 部 さぬき市障害者計画(第7次)





第1章 計画の体系

1 基本理念

障害のある人が住み慣れた地域で自分自身の生き方を主体的に選択し、決定できる社会の実現に向けて、必要な情報の提供や相談、サービスの利用援助、利用者の権利擁護等、幅広い支援の提供に努めていく必要があります。また、障害福祉サービスの提供にあたっては、質・量ともに十分なサービスを提供できるよう、サービス事業所の確保に努めるとともに、関係機関との連携を図っていく必要があります。

障害の有無にかかわらず、全ての市民が地域に暮らす一員として共に生き生きと暮らせるさぬき市の創出を目指し、本計画における基本理念を次のように定めます。

なお、この基本理念は、第5期計画より、基本理念を継承するものとして設定しています。

基本理念

だれもがいきいきと輝いて暮らせる“共生のまち”さぬき

2 基本的な視点

本計画の基本理念の実現に向けて、本市では、次の7つの視点を設定し、各施策を展開することにより、障害のある人を支援し、「地域共生社会」の構築につながるよう努めていきます。

(1) 理解と交流への啓発活動

本市では、平成31年4月に、「さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例」を、令和元年7月に、「さぬき市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」を施行しました。

障害のある人やボランティア活動に対する理解の促進を図るため、広報紙や交流、ふれあいの機会を通じた市民に対する啓発活動をさらに充実し、障害や障害のある人に対する正しい理解の促進を図ります。

多様化するニーズに対応するため、サービスなどに関する情報提供体制の充実を図るとともに、ボランティアの育成、NPO、障害者団体等の活動支援を行い、活性化を図ります。

また、障害のある人とない人との交流の場を創出し、様々な交流の場で、障害への理解を深める啓発活動に取り組んでいきます。



(2) 多様な生活の場の整備

障害のある人が必要なサービスを自ら選択し、自らの人生や生き方を選び取ることができるよう、多様なニーズに対応する生活支援体制の整備や各種サービスの充実を図り、障害のある人の豊かな地域生活の実現に資するための体制づくりに努めます。

各種サービスについて、サービスの普及と定着を図り、障害のある人に対するサービス基盤の充実をはじめ、円滑な制度運営を図るために、現在問題となっている福祉人材の確保について、国・県の施策や各種既存制度と連携を図りながら、人材の育成等の方策について検討していきます。

また、障害のある人やその家族にとって、地域での身近な相談窓口が最も重要になります。障害の種別や年齢を問わず、本人や家族に対する相談窓口機能、切れ目のない保健・医療・福祉に関するサービスのコーディネートや専門機関への紹介等の機能を備えた総合相談体制の充実をさらに図ります。

(3) 保健・医療体制の充実

日常のお世話をずっと家族が行ってきた障害者の家庭で、主介助者が高齢となり、病気になったとき等は、それまでと同じ生活を続けることが困難になります。本人の障害の重度化や高齢化だけでなく、年齢を重ねることに伴う家族の高齢化も、支援のあり方を見直すきっかけとなります。

65歳になると介護保険の第1号被保険者となり、介護保険制度への移行があります。障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けるには、家族の支援なしでも安心して過ごすことのできる住まいや日中の居場所、ホームヘルパー等、その人ごとに真に必要な過不足のないサービス提供が必要です。

障害の起因となり得る生活習慣病についての対策、疾病の予防、早期発見、母子保健の充実に努めるとともに、障害のある人に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーションを充実し、医療サービスの充実を促進します。

年齢を重ね障害が重度化しても、その人らしく充実した生活を地域で送ることができるよう、障害者福祉施策にとどまらず介護、医療、保健等とも連携し、支援できる体制づくりを目標としています。近隣や地域社会、ボランティアなどが行う援助活動といった公的サービス以外の社会資源の活用についても検討を行い、持続可能な福祉社会を築いていきます。

(4) 切れ目のない保育・療育・教育の提供

障害のある子どもに対しては、早い段階での適切な支援により、乳幼児期の成長を支援し、その能力を最大限に伸ばしていくことができます。各ライフステージにおいて、障害のある子ども一人ひとりの状況やニーズに応じた適切な療育・教育を受けられるよう、各関係機関との情報連携を進めるとともに、対応するための支援体制の充実を目指します。

保育園や学校等において、子どもや保護者、職員へ、障害に対する正しい知識の浸透に努めるとともに、障害のある子どもと障害のない子どもの交流を図っていきます。

また、障害のある子どもを支える保護者のニーズを把握し、障害児保育の充実や放課後児童クラブにおける障害児の受入れなどを進めていきます。



(5) 雇用・就労の促進強化

障害のある人が自らの選択により、個々の適性や能力に応じて継続的に就労していくことができるよう、障害の特性に応じた就労支援を進めます。令和7年10月までに開始が予定される、就労アセスメントの手法を活用した障害福祉サービス「就労選択支援」を検討・活用により、就労の定着に向けた取組を推進していきます。

障害のある人の一般就労にあたって、市内の企業に対する働き掛けを進め、さぬき市内での就労を希望する人が地域で就労できるような環境の整備に努めます。

(6) 障害のある人の社会参加の促進

障害のある人もない人も分け隔てなく交流できる機会や触れ合うことができる機会のひとつであるスポーツや芸術文化活動を支援するとともに、人生を豊かにする生涯学習の充実に努めます。

また、芸術文化活動の場やその活動の発表の場を提供するなどの支援に努めます。

視覚障害者等の読書環境の整備を進め、視覚障害者の図書館利用の促進を図るとともに、移動支援やコミュニケーション支援により、障害のある人が社会とのつながりを維持することができるよう努めます。

(7) 生活環境の整備・向上

障害のある人の安心・安全な暮らしを実現するためには、親亡き後の生活を見据え、生活基盤である住まいの確保や生活環境の整備、防災・防犯・交通上の安全確保は欠かせません。障害の有無にかかわらず、全ての市民が快適かつ安全・安心に生活することができるよう、住宅や公共施設、道路などといった生活環境の整備、向上を図るとともに、地域における防災・防犯対策の充実に努めます。

また、消費者犯罪から障害のある人などを保護するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用を促進し、市民の権利や財産を保護する取組を進めます。



3 施策体系

基本理念

だれもがいきいきと輝いて暮らせる“共生のまち”さぬき

基本的な視点

- 1. 理解と交流への啓発活動
- 2. 多様な生活の場の整備
- 3. 保健・医療体制の充実
- 4. 切れ目のない保育・療育・教育の提供
- 5. 雇用・就労の促進強化
- 6. 障害のある人の社会参加の促進
- 7. 生活環境の整備・向上

基本施策

- (1) 相互理解の推進
- (2) 権利擁護の取組の推進
- (3) 地域における福祉活動の推進
- (1) 福祉・行政情報の提供と相談支援体制の強化
- (2) 生活支援サービスの提供
- (1) 健康づくりと地域医療等の充実
- (2) こころの健康づくりの推進
- (3) 難病患者等への支援
- (1) 療育・発達支援体制の充実
- (2) 障害児教育の充実
- (3) 医療的ケア児に対する支援体制の充実
- (1) 多様な就労の場の確保と支援
- (2) 福祉的就労の場の充実
- (1) 移動・コミュニケーションに関する支援
- (2) 社会参加の促進
- (1) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進
- (2) 居住環境の整備・改善
- (3) 生活安全対策の推進



第2章 計画の推進

1 理解と交流への啓発活動

(1) 相互理解の推進

【施策の方針】

障害の有無にかかわらず、市民の一人ひとりが尊厳を持つかけがえのない存在として尊重され、共に支え合う地域社会の構築のためには、障害に対する正しい理解が必要です。すべての住民が共に暮らし、共に高め合うことができる地域共生社会の実現、国際社会の共通の目標である「SDGs(持続可能な開発目標)」が目指す「誰一人として取り残さない」社会の実現のため、広報活動を通じて障害や障害のある人に対する正しい理解に取り組みます。

また、障害のある人の地域活動への参加を呼び掛け、障害のある人とない人との地域交流の場を創出します。一人ひとりの特性や個性を認め合えるよう、幼児・学童期の福祉教育を推進していきます。

【主要施策】

①障害に対する正しい知識の普及・理解促進

施策・事業	概要	担当課
1 広報紙等を通じた啓発の推進	広報紙やパンフレット、ホームページ、CATVなど多様な広報媒体を活用し、障害のある人の自立や社会への参加に向けた様々な取組を紹介し、障害者や障害者団体の自主的・主体的な活動の情報提供、啓発に努めます。	障害福祉課
2 障害のある人の地域活動等への参加促進	障害者団体やボランティア団体等との連携を深めつつ協力し、障害のある人の地域活動やイベント等への参加を促進し、障害のある人とない人の交流の場を創出するよう、継続的に呼び掛けを行います。	障害福祉課

②福祉教育の推進施策・事業

施策・事業	概要	担当課
1 福祉体験学習・人権教育の推進	障害と障害のある人への理解が深まるよう、各学校、各学年の実態に即して、総合的な学習の時間や生活科等の学習での人権学習を推進します。また、福祉施設等での交流や体験学習を通して思い合うところやいたわりのところを育てていくよう、交流機会の充実に努めます。	学校教育課
2 福祉教育の向上	人権・福祉教育に関するビデオやDVD等、視聴覚教材を活用し福祉教育の充実に努めます。研修会等での活用を通して、児童生徒だけでなく、教職員や保護者、地域への啓発に努めます。	学校教育課



(2) 権利擁護の取組の推進

【施策の方針】

「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」の批准におけた一連の法改正や制度改正の一環として、平成28年4月、「障害者差別解消法」、「改正障害者雇用促進法」が施行されました。この条約や障害者差別解消法の趣旨を尊重し、すべての障害者が、障害のない人と等しく、個人の尊厳が尊重され、自らの決定と選択による地域の中での生活が妨げられずに、安心して暮らすことができ、市民一人ひとりが大切にされる地域共生社会を目指します。

成年後見制度利用促進基本計画に基づき中核機関を設置し、障害のある人に成年後見制度や日常生活自立支援事業といった権利擁護に関する事業を活用してもらえよう、広報・啓発を進め、障害のある人の権利や財産等を守る取組を進めます。

また、虐待等の発生を防止するため、関係機関との連携を進めていきます。

【主要施策】

①権利擁護の推進

施策・事業	概要	担当課
1 成年後見制度の普及と利用支援	判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図るため、成年後見人等の報酬費用、申立て費用の助成等の成年後見制度の利用に対する支援を行います。 関係機関と連携し、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるように、制度の普及・啓発を目的に、パンフレット配布、地域での講話、ホームページへの掲載等情報提供に努め、制度の利用について促進を図ります。 地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関を、さぬき市地域包括支援センターに設置し運営しています。	長寿介護課 障害福祉課
2 日常生活自立支援事業の推進	判断能力が十分でない人を対象に社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用を推進します。	障害福祉課
3 障害のある人の虐待防止に向けたネットワークづくり	障害のある人に対する虐待の防止に向け、さぬき市障害者虐待防止センター及びさぬき市障害者虐待防止等連携協議会を設置し、関係機関と顔の見えるネットワークづくりを構築しています。	障害福祉課
4 障害のある人の差別解消の推進	国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた「障害者差別解消法」の一般市民及び市職員に向けた啓発活動に取り組み、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。 障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに一人ひとりの尊厳を大切にしよう共生のまちづくりを推進するため、「さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例」を制定しました。(平成31年4月1日施行)	障害福祉課



(3) 地域における福祉活動の推進

【施策の方針】

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、公的な福祉サービスだけではなく、周囲の人の支援を得ることが不可欠です。地域福祉活動に関わるNPO団体やボランティア団体などへの支援を行います。また、民生委員・児童委員の活動を支援することにより、障害のある人とない人が共に暮らす「地域共生社会」の実現を目指します。

【主要施策】

①地域福祉活動の推進

施策・事業	概要	担当課
1 地域福祉活動の推進	誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしく健康で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指すため、「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉活動の推進に向けて取り組みます。 地域住民自らが、地域の問題を自分の問題として受け止め、その解決に向けて取り組むことができるよう、地域住民やボランティアなどの参加・参画による活動や利用者の視点に立った福祉サービスを提供できる体制づくりと基盤の充実に取り組みます。	福祉総務課
2 民生委員・児童委員活動の支援	障害のある人の身近な相談・支援者である民生委員・児童委員の活動に対する支援に努めます。 また、各種団体等が開催する研修会・講演会等に積極的に参加し、各委員のスキルアップを図ります。	福祉総務課

②ボランティア活動の推進

施策・事業	概要	担当課
1 障害者支援ボランティアの育成	県や社会福祉協議会、障害者団体等と連携しながら、点訳や音読、手話通訳、要約筆記、移動支援など、障害のある人を支援するボランティアの確保・育成を図ります。	障害福祉課
2 障害者ボランティアネットワークの推進	障害のある人が身近にボランティアによる支援を受けられる環境、市民が気軽にボランティア活動に参加できる環境をつくるため、社会福祉協議会や障害者団体、ボランティア活動団体によるネットワークづくりを推進します。 社会福祉協議会におけるボランティアセンター事業を活用し、地域でボランティア活動をしやすくするための、情報提供などの援助を行います。	障害福祉課



2 多様な生活の場の整備

（1）福祉・行政情報の提供と相談支援体制の強化

【施策の方針】

障害福祉サービスを必要とする市民が、各種行政情報や保健・医療・福祉サービスに関する情報など、必要な情報にアクセスできるよう、分かりやすい広報活動を進めます。

また、障害のある人やその家族の相談に対応し、各種福祉サービスや事業の円滑な利用が可能となるような相談支援体制を整えていきます。障害の種別や年齢を問わず、本人や家族に対する相談窓口機能、切れ目のない保健・医療・福祉に関するサービスのコーディネートや専門機関への紹介等の機能を備えた総合相談体制の充実をさらに図ります。

【主要施策】

① 広報・情報提供の充実

施策・事業	概要	担当課
1 障害福祉に関する情報提供の充実	<p>広報紙やホームページなど、多様な媒体を通じて障害者手帳の申請方法、各種支援制度・サービスの内容と利用方法、市内関係施設の案内等を分かりやすく紹介していきます。</p> <p>また、各種障害福祉制度等の改正があった場合には、広報紙などの多様な媒体やサービス事業所、関係機関・団体等を通じての情報提供に努めます。</p>	障害福祉課
2 行政情報のバリアフリー化	<p>広報紙等の行政刊行物の発行や市民に対する情報提供に際しては、CDや音声データ等による「声の広報」等を作成し、それぞれの障害に応じた情報提供を図るよう配慮に努め、行政情報のバリアフリー化を促進します。</p>	障害福祉課



②相談支援体制づくり

施策・事業	概要	担当課
1 障害のある人のための相談支援事業の実施	障害者相談支援事業など、障害のある人や家族等の相談ニーズに応じて、福祉サービスの利用援助や自立に向けた支援、ピアカウンセリング※1、介護相談、生活情報の提供等を総合的に行う各種相談事業等の円滑な実施に努め、専門知識を持つ相談支援専門員を配置し、24時間体制で総合的な相談に対応します。	障害福祉課
2 身近な相談機能の充実	身近な地域における相談者となる身体・知的障害者相談員や民生委員・児童委員等の活動への支援に努め、相談制度の周知を図るとともに相談員の資質向上を図ります。	障害福祉課 福祉総務課
3 相談支援機関のネットワーク化	障害福祉に関する相談支援・案内等が総合的に提供できる環境づくりを進めるため、市内及び近隣地域の相談支援機関による日常的な連携・調整に努めます。委託相談支援事業所が核となり、大川圏域地域自立支援協議会※2の活動を通じて地域の支援機関の連携体制の構築を図ります。	障害福祉課
4 障害者自立支援協議会の充実	障害のある人や家族等を支えるための仕組みづくりの協議・検討・調整などを進めるため、本市と東かがわ市で構成する「大川圏域地域自立支援協議会」(以下「自立支援協議会」という。)を設置しています。 相談支援の充実や障害福祉計画の策定から点検まで、一層の充実と有効活用を図ります。	障害福祉課
5 新しい生活様式に対応した相談体制の構築	相談業務の新たな形としてオンライン相談システムを導入し、今後、相談者の要請に応じて、システムを活用した相談業務を行います。	障害福祉課

※1 ピアカウンセリングとは、専門家を介せず、先輩格の障害者自らが、自己体験に基づいて悩みを持つ者同士の相談に応じ、その解決を図ること。

※2 大川圏域地域自立支援協議会とは、東かがわ市・さぬき市の障害者支援に関わる機関及び行政で構成された組織で、障害者総合支援法に基づき、両市の障害のある方、その家族などからの様々な相談やニーズについて、関係機関が情報を共有し連携を図りながら、解決に向けての具体的方法を検討しており、「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」の実現を目指しています。



(2) 生活支援サービスの提供

【施策の方針】

障害のある人が必要なサービスを自ら選択し、自らの人生や生き方を選び取ることができるよう、多様なニーズに対応する生活支援体制の整備や各種サービスの充実を図り、障害のある人の豊かな地域生活を実現するための体制づくりに努めます。各種サービスについて、サービスの普及と定着を図り、障害のある人に対するサービス基盤の充実として、必要な人に必要なサービスとサービス量の提供に努めます。

制度改正等に対応し、本市に居住する障害のある人が必要なサービスを受けることができるよう、適切なケアプランの作成・見直し等を通じて公平性の高いサービス提供を進めていきます。

【主要施策】

①在宅生活への支援

施策・事業	概要	担当課
1 居宅介護等のホームヘルプサービスの推進	障害のある人が地域社会の中で安心して、また、自ら望む生活が送れるよう、身体介護、家事援助、相談などのサービスを障害の種類や程度に応じて適切に提供できるよう努めます。	障害福祉課
2 短期入所(ショートステイ)事業等の推進	一時的に家庭での介護が困難になった場合や家族の負担軽減を図るための短期入所事業について、居宅で介護を行う人が疾病その他の理由により介護を行うことができない場合等に、支援を必要とする方が障害者支援施設や児童福祉施設に短期間入所(宿泊)するもので、入浴や排泄、食事の介護その他の必要な支援を行います。	障害福祉課
3 日中一時支援事業の充実	サービス事業所との調整の下に、障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援するとともに、障害のある児童の学校の下校時における活動の場を提供します。	障害福祉課
4 その他の生活支援サービスの充実	障害のある人がより円滑に、安心して日常生活が送れるよう、補装具費の給付や日常生活用具の給付など、障害の状況に応じた各種生活支援サービスの充実に努めます。	障害福祉課

②日中活動の場の充実

施策・事業	概要	担当課
1 自立支援給付等によるサービスの提供	県や近隣自治体、関係機関と連携しながら、障害者総合支援法に基づく生活介護や就労継続支援、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス、地域活動支援センター等、日中活動系サービスの適切な支給に努めます。	障害福祉課



③生活の場の確保

施策・事業	概要	担当課
1 地域生活への 移行に向けた 取組の推進	入所施設の利用者や精神科病院への長期入院者について、本人の意向を尊重しつつ、家族や地域住民等の理解と協力の下に地域生活への円滑な移行が図られるよう、地域移行支援、地域定着支援など相談支援の取組を進めます。	障害福祉課
2 地域における 生活の場の確保	地域の中で必要な援助を受けながら、共同生活を送る場となるグループホームの開設・増設を促進するため、県や関係機関と連携しながら、運営法人等への指導・調整、助成、支援等に努めます。	障害福祉課
3 入所施設やグル ープホーム等に おける生活の質 の確保	入所施設やグループホーム等における生活が利用者の意向に的確にこたえたものであり、利用者の一人ひとりが人権を尊重された快適な生活を送ることができるよう、サービス事業所に助言・要請します。	障害福祉課
4 地域生活支援 拠点の整備支援	地域における居住支援として、障害保健福祉圏域における既存の地域資源を活用しながら、地域における複数の機関が分担して面的な機能を担うことができるよう、体制づくり等を支援します。	障害福祉課

④各種制度の活用

施策・事業	概要	担当課
1 各種制度の周知 と利用促進	障害のある人や家族の生活の安定を図るため、障害者年金や各種手当、税制控除、医療費の助成、各種料金の減免・割引制度等について、障害のある人や家族に広く周知します。	障害福祉課
2 各種年金・ 手当等の給付	日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障害者・障害児等に対し、手当の支給等、経済的援助を行い、日常生活を安定的かつ継続的に行うことができるよう支援します。	障害福祉課
3 医療費の助成	自立支援医療など、障害の軽減、回復、治療等に要した費用について、国の自立支援給付や県の制度に準じて医療費を助成し、障害のある人や家族の費用負担の軽減を図ります。	障害福祉課
4 利用者負担への 配慮	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用に伴う自己負担額については、国・県における基本的な考え方や近隣自治体の動向を踏まえつつ、配慮に努めます。	障害福祉課



3 保健・医療体制の充実

(1) 健康づくりと地域医療等の充実

【施策の方針】

家族が日常のお世話をずっと行ってきた障害者の家庭で、主な介助者が高齢となり、病気になったとき等は、それまでと同じ生活を続けることが困難になります。本人の障害の重度化や高齢化だけでなく、年齢を重ねることに伴う家族の高齢化も支援のあり方を見直すきっかけとなります。

障害の起因となり得る生活習慣病についての対策、疾病の予防、早期発見、母子保健の充実に努めるとともに、障害のある人に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーションを充実し、医療サービスの充実を促進します。

年齢を重ね障害が重度化しても、その人らしく充実した生活を地域で送ることができるよう、障害者福祉施策にとどまらず介護、医療、保健等とも連携し、支援できる体制づくりを目標にしていきます。近隣や地域社会、ボランティアなどが行う援助活動といった公的サービス以外の社会資源の活用についても検討を行い、持続可能な福祉社会を目指していきます。

【主要施策】

①健康づくりの推進

施策・事業	概要	担当課
1 母子保健の充実	妊娠初期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことで、母子の健康の保持増進につながるよう、妊産婦・乳幼児等の健診を実施し、健全な成長・発達を促す支援、健康教室・訪問指導・相談等による情報の普及啓発に取り組んでいます。	国保・健康課
2 生活習慣病予防の推進	障害発生の大いなる要因となるがん、脳血管疾患、心・腎疾患、糖尿病等の生活習慣病の予防対策として、各種がん検診、特定健康診査・特定保健指導等を実施し、生活習慣病を予防するとともに、疾病の早期発見、重症化予防に努めます。 また、運動や食生活について、健康教室を開催し、主体的に健康づくりに取り組めるように支援します。	国保・健康課



②地域医療との連携・リハビリテーション体制の充実

施策・事業	概要	担当課
1 在宅医療サービスの充実	<p>障害のある人が自宅で安心して療養できるよう、夜間・休日や緊急時の医療体制、訪問診療や訪問看護等の充実に向けて、関係機関に働き掛けるとともに、市内・近隣地域における診療体制に関する情報の収集と提供に努めます。</p> <p>また、福祉と保健・医療を包含した連携体制整備の協議の場を自立支援協議会に設置するための検討を進めます。</p>	<p>国保・健康課 障害福祉課</p>
2 リハビリテーション体制の充実	<p>障害の軽減、機能回復等を図るため、医療機関等と連携し、リハビリテーション提供体制の確保に努めます。</p>	<p>障害福祉課</p>
3 生活能力の維持・向上等の支援	<p>入所施設や病院を退所・退院した人が、地域生活を営むために必要な身体機能・生活能力の向上等を支援する自立訓練(機能訓練、生活訓練)等の場の確保に努めます。</p>	<p>障害福祉課</p>



(2) こころの健康づくりの推進

【施策の方針】

現代社会は、様々なストレスからこころの健康を損なう人が増えています。こころの健康について正しく理解し、ストレスをコントロールすることで発病を予防したり、不調や症状に早期に気づき適切に対応したりすることで、状態の改善や悪化の防止につながります。

精神疾患に関する医療体制については、地域で安定した生活を送るために通院医療が不可欠であることから、自立支援医療の円滑な実施に努めるとともに、県や専門医療機関との連携を図り、適切な医療が受けられるよう支援に努めます。

【主要施策】

①こころの健康づくりの推進

施策・事業	概要	担当課
1 こころの健康づくりの推進	こころの健康に関心を持ち、自分や身近な人のこころの不調に早く気づき、適切な対処法について正しく理解する市民を増やすことを目的としたこころの健康に関する普及啓発として、若年層対象のこころの健康教室、成人期対象のこころの健康づくり講演会等を開催します。	国保・健康課

②精神保健福祉に関する医療・相談体制の充実

施策・事業	概要	担当課
1 精神保健福祉に関する相談支援体制の充実	関係機関との連携を強化し、精神疾患の早期発見・治療の促進や家庭内適応、社会適応・社会的自立を援助するため、障害のある人や家族に対する相談支援事業、各種教室等の充実に努めます。	障害福祉課
2 日中活動等の実施	精神障害のある人の生活能力やコミュニケーション能力の向上を目的とし、日頃の悩みや困りごとについての相談に対応します。	障害福祉課
3 精神科医療体制の充実	専門医療機関との連携を強化し、患者や家族が病態を正しく理解し、適切な医療機関を選択して医療を受けられるよう支援していきます。精神症状の悪化に伴い、医療保護の必要な人への精神科救急体制については、県の救急医療体制との連携を図り、対応に努めます。 また、保健師等の訪問指導や訪問看護など、アウトリーチ※での支援を継続していきます。	障害福祉課

※アウトリーチとは、受療中断者や自らの意思では受診が困難な精神障害者には、日常生活を送るうえで、生活に支障や危機的状況が生じないためのきめ細やかな訪問を行うこと。



(3) 難病患者等への支援

【施策の方針】

「難病」とは、原因不明の治療方法が未確立で後遺症を残す可能性がある疾病です。治療が長期にわたり、介護を必要とするケースもあります。当事者本人だけではなく、介護する家族の経済的負担や精神的負担が大きいため、社会的な支援が必要です。

地域で医療を受け、自己管理することで社会参画が可能になります。安心した生活の営みを生涯にわたり続けていくため、就労支援、相談支援の提供体制の充実が必要です。県や医療機関等と連携し、地域で適切な医療を受けられる体制づくりを進めるとともに、必要な相談支援・在宅や就労支援サービスの充実を目指します。

【主要施策】

① 難病患者等への支援

施策・事業	概要	担当課
Ⅰ 居宅生活支援 事業等の実施	県や医療機関等と連携し、難病患者等居宅生活支援事業(難病患者等ホームヘルプサービス事業、難病患者等短期入所(ショートステイ)事業、難病患者等日常生活用具給付事業)を実施します。	障害福祉課



4 切れ目のない保育・療育・教育の提供

(1) 療育・発達支援体制の充実

【施策の方針】

障害のある子どもに対しては、早い段階で適切な支援を行うことにより、乳幼児期の成長を支援し、その能力を最大限に伸ばしていくことが可能です。乳幼児健診等の機会を利用して障害の早期発見・早期対応に努めるとともに、成長段階に応じて、適切な療育や教育につなげられるよう、体制を整えていきます。障害児の保育についても、障害のある子どもとない子どもが共に育つことができるよう、幼稚園や保育所(園)などへの障害のある子どもの受入れを引き続き進めていきます。

また、家族の関わり方が障害のある子どもの療育に及ぼす影響が大きいことから、障害のある子どもとその家族を支援する体制を整備していきます。

さらに、児童福祉法の一部改正により、「居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設」、「保育所等訪問支援の拡大」、「医療的ケア児に対する支援」等の充実が図られています。本市においても、本制度の改正を踏まえ、障害のある子どもの多様な支援ニーズを把握し、きめ細やかな対応に努めていきます。

【主要施策】

①障害の早期発見・療育体制の充実

施策・事業	概要	担当課
1 乳幼児健康診査等の実施	乳幼児健診等の実施を通じて、子どもの心身の課題を早期に発見し、医療機関や療育機関、市内関係機関との連携によるフォロー体制を推進するなど、障害の早期発見・療育の充実を図ります。	国保・健康課
2 ライフステージごとの相談体制の充実	障害福祉課、ほっとすてっぷの臨床心理士が学校を訪問し、対象児童・生徒の授業の様子を観察して、支援や対応の仕方について学校に助言し、児童生徒への理解を深めていきます。 保育所(園)・幼稚園・認定こども園に早期支援コーディネーターが定期的に巡回訪問し、特別な支援を要する子どもへの支援方法の助言や、保護者との個別相談、関係機関の紹介等を行い、保護者が安心して子育てできるようにサポートしていきます。	障害福祉課 幼保こども園課
3 小学校・保育所(園)・幼稚園・認定こども園における療育体制の充実	保育所(園)・幼稚園・認定こども園で行ってきた支援の方法や成果について就学支援シートを作成し、小学校へ引き継ぎます。また、小学校区ごとに早期支援コーディネーター・小学校・保育所(園)・幼稚園・認定こども園・保健師などの関係者で就学前の指導や支援方法について話し合う「就学前情報交換会」や、入園前の「入園前情報交換会」を定期的に実施することで、成長に応じた切れ目のない確かな支援の引継ぎを目指します。	学校教育課 幼保こども園課
4 早期療育体制の充実	療育・発達支援に関わる関係機関の連携を図り、療育や就学・就園等に関する相談支援体制の充実に努めます。	障害福祉課



施策・事業	概要	担当課
5 発達障害相談 支援事業の充実	<p>発達障害のある人に対し、各ライフステージを通して一貫した支援を提供するため、臨床心理士等による個別相談・療育の場を設置します。</p> <p>小・中学校など所属機関に臨床心理士等が訪問し、集団の場での行動観察、教職員へのフィードバックを行い集団生活での適応を図ります。</p> <p>発達障害児支援に携わる教職員に対し、研修を行い、スキルアップを図ります。</p> <p>臨床心理士の専門性を生かし、地域の発達障害支援の中核となる事業としての充実を図ります。</p>	障害福祉課

②障害のある子どもの子育て支援

施策・事業	概要	担当課
1 障害児保育の充実	<p>様々な障害のある子どもの保育需要の動向に応じて、適切な職員配置を進めるとともに、乳幼児期から学齢期まで教育・保育・療育を提供できる環境の充実に努めます。</p> <p>障害児保育に携わる職員の資質向上に努めます。</p>	幼保こども園課
2 放課後児童クラブにおける障害児の受入れ	<p>保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校の就学児童を対象に、小学校区ごとに児童クラブを設置し、放課後及び長期休業期間に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。障害の内容・程度等により支援員を配置し、障害のある子どもについても受入れできるよう努めます。</p>	子育て支援課
3 さぬき市ガイドヘルパー派遣事業	<p>単独での外出が困難な障害のある児童が学校等へ通園・通学する際に、ガイドヘルパーを派遣します。</p>	障害福祉課

■さぬき市発達障害相談支援事業■

本市では、発達障害に関する支援を強化するため、平成18年からさぬき市の関係各課による発達障害等支援連携会議を設置し、発達障害の早期発見と早期支援のための取組のひとつとして、「さぬき市発達障害相談支援事業」を行っています。

本事業では、早期支援コーディネーター巡回訪問やほっとすてっぷによる機関支援を通じて幼稚園・保育所(園)・認定こども園、小・中学校等への発達障害のある児童の集団生活への適応を図るとともに、早期支援教育相談や個別相談・療育により、発達障害のある当事者への支援を行なっています。

また、幼稚園・保育所(園)・認定こども園、小・中学校の教職員に対し、スキルアップ研修を行うとともに、一般市民向けの啓発研修を行い、発達障害のある人とその家族への支援の質の向上を図っています。



(2) 障害児教育の充実

【施策の方針】

さぬき市では、障害者施策への積極的な取組を通じて、ノーマライゼーションの理念の浸透を図っています。「地域共生社会」や「誰一人取り残さない社会」の実現のためには、障害そのものや障害のある人に対する理解が不可欠です。幼少期、学童期からの学習指導や障害のある人との交流を通じて障害に対する理解を進めていきます。

また、障害のある子どもが将来的に社会的に自立できるよう、ライフステージごとにそれぞれの状況に合った教育の提供に向けて体制を整えるとともに、学校施設や設備についても誰もが利用しやすくなるよう努めていきます。

【主要施策】

① 学校教育における内容の充実

施策・事業	概要	担当課
1 体験的学習指導の充実	生活に結び付いた学習、体験を通じた学習を推進します。	学校教育課
2 交流学習の推進	各学校での特別支援教育の推進を支援し、交流学習等を通して障害のある児童生徒の理解の促進を図り、学校におけるインクルーシブ教育※、ユニバーサルデザインの採用を推進します。	学校教育課
3 児童・生徒及び家族等への啓発等の推進	児童生徒、また、その家族等に対して、学校教育における取組を発信し、障害や障害者への理解促進を図ります。各学校において、総合的な学習の時間や生活科、道徳の授業で取り組んだ人権教育や福祉教育について、学年だよりやホームページ等を通じて家庭や地域に発信していきます。	学校教育課
4 教員研修の充実	県の巡回相談や連携訪問の機会を活用し、校内の特別支援体制や児童・生徒への個別の支援について指導・助言を行います。 早期支援コーディネーターの各小学校、市内幼稚園、保育所(園)、こども園への訪問により、児童・幼児への支援・指導の仕方についての助言や、適切な就学指導のための支援を行います。	学校教育課

※インクルーシブ教育とは、障害の有無に関係なく、すべての子どもが、ともに地域の学校で必要な援助を提供されながら、教育を受けること。

② 教育施設の整備・充実

施策・事業	概要	担当課
1 教育施設の整備	校舎の経年劣化と児童数に対する施設規模不足等、教育環境に支障をきたしている学校について、校舎・屋内運動場等など必要な支援を可能とする施設環境の整備を進め、国の「学校施設整備指針」や「福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もが使いやすい教育施設とします。	教育総務課
2 教育設備の充実	障害のある子どもの学習を支援するための機器・設備など、教育設備の充実を図ります。	学校教育課



③進路指導の充実

施策・事業	概要	担当課
1 進路指導の充実	学校見学や説明会の実施等を通じて、本人や保護者への進路情報の提供に努めます。就学指導の際には、本人や保護者の希望を聴くだけでなく、不安や悩みに寄り添い、障害の特性に応じた適切な教育の場を選択できるように支援します。	学校教育課
2 進路の確保に向けた要請	市内・近隣地域における県立支援学校や福祉関係施設、関係機関と連携を図り、職業教育や作業学習の充実と多様な進路の確保について県や関係機関に要請します。	学校教育課

(3) 医療的ケア児に対する支援体制の充実

【施策の方針】

医療技術の進歩等を背景として、医療的ケアが必要な障害児が増加している中、さぬき市でも児童福祉法の改正を受け、「すべての子ども」の保育・教育機会の確保に努めていきます。

身近な地域で、心身の状況に応じた必要な支援が受けられるように、各関連分野が共通の理解に基づき、協働する包括的な支援体制の構築と、地域における課題の整理や、地域資源の開発等、医療的ケア児支援のための地域づくりを推進します。

【主要施策】

①医療的ケア児に対する包括支援体制の強化

施策・事業	概要	担当課
1 関係機関の協議の場の充実	自立支援協議会において「協議の場」として医療的ケア部会を設置し、医療的ケア児を支援する関係機関が連携し、地域の課題の対応策等を協議します。	障害福祉課
2 医療・福祉等の連携体制の構築	医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的な支援体制を構築します。	学校教育課 障害福祉課 幼保こども園課 子育て支援課 国保・健康課



5 雇用・就労の促進強化

(1) 多様な就労の場の確保と支援

【施策の方針】

障害のある人が社会的に自立するためには、就労による経済的な自立が欠かせません。就労は社会とのつながりを構築するとともに、自己実現の場としての役割を果たすものとなっています。障害のある人の一般就労にあたっては、市内の企業・事業所等が障害や障害のある人についての理解や認識を深める必要があります。

また、障害のある人の雇用に対する企業の社会的責任について啓発に努めるとともに、多様な就労の場の確保と安定就労のための支援の充実を引き続き図っていく必要があります。就労意欲の高い障害のある人に対して、雇用・就労に関する必要な情報提供、相談支援、職場への定着支援を行います。

【主要施策】

①就労支援のための体制づくり

施策・事業	概要	担当課
1 雇用・就労促進のための体制づくり	障害のある人の一般雇用・就労を促進するとともに、職業訓練から就職、職場定着、離職後の相談など一貫した就労支援を行えるよう、自立支援協議会の就労支援部会を中心に、市内の企業・事業所、各種団体、香川労働局、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、県などの関係機関との連携を強化し、雇用・就労のための支援体制づくりに努めます。	障害福祉課
2 職域の拡大	公共職業安定所などの関係機関、また、企業との連携を図り、障害者雇用の取組を支援するとともに、障害のある人の能力・特性に応じた更なる職域の拡大に努めます。 また、企業・事業所等に対して、職業訓練への協力や受入れについて要請していきます。	障害福祉課
3 多様な就労形態の普及	福祉的就労から一般雇用への移行を促進するため、関係機関と連携し、職場適応訓練等の活用、障害福祉サービス事業所における支援、特別支援学校の在学中から卒業後までを通じた支援に努めます。	障害福祉課

②啓発の推進と雇用の促進

施策・事業	概要	担当課
1 相談支援・情報提供体制の充実	障害のある人が自ら障害の状況を理解しつつ、その意欲と適正・能力に応じて働くことができるよう、関係機関と連携し、身近に雇用・就労に関する相談支援や情報提供を受けられる体制の充実に努めます。	障害福祉課
2 福祉的就労から一般就労への移行	自立支援給付の「就労移行支援」や「就労継続支援」を通じて、福祉的就労の場に通う障害のある人が一般就労へ円滑な移行を図れるよう、サービス事業所による事業実施を促進します。	障害福祉課



(2) 福祉的就労の場の充実

【施策の方針】

障害のある人が福祉的な支援を受けながら仕事を行うことにより、働くことへの意欲や自信を育むとともに、一般就労に進み、さらに自立した生活が送れるよう、継続的な支援を行うことを目的に、就労継続支援事業所などの福祉的就労の場を拡充していきます。

令和7年10月までに開始が予定される、就労アセスメントの手法を活用した障害福祉サービス「就労選択支援」を検討・活用により、地域で就労できるような環境の新規整備に努めます。

【主要施策】

①福祉的就労の場の安定運営と機能強化

施策・事業	概要	担当課
1 障害福祉サービス事業所への支援	一般企業等での雇用が困難な障害のある人に対して、働く場・身近な活動の場として開設されている就労継続支援事業所や地域活動支援センター等の安定運営を図るため、運営団体に対する支援に努めます。 また、新規開設予定の事業所に対しては、事業所開設の支援になる方策を検討します。	障害福祉課
2 自営・企業・在宅就労の支援	在宅ワークや自営業を営む障害のある人が安定して仕事を継続できるよう、相談支援等による情報提供に努めるとともに、障害のある人による起業・創業等に対する支援に努めます。障害のある方から起業・創業に関する相談があった場合は、商工会等関係機関と連携し、支援を行います。	商工観光課
3 福祉的就労の場の機能強化	市役所及び寒川庁舎において、障害者就労施設等で作られた商品の販売を行い、製造販売の機会を増やすとともに、市民及び市職員への周知を行い、販売促進を支援します。	障害福祉課
4 障害者優先調達推進法に基づく支援	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労支援施設等からの物品等の調達及び軽度な事務作業、清掃作業の委託に取り組んでいきます。	障害福祉課



6 社会参加の促進

(1) 移動・コミュニケーションに関する支援

【施策の方針】

障害のある人が社会とのつながりを持ち続けるためには、外出支援の活用が不可欠です。障害のある人の外出を支援する行動援護、同行援護などの障害福祉サービスや各種助成等の利用を促進するとともに、補助犬に対する理解を促進していきます。

また、視覚や聴覚、音声・言語機能に障害のある人が日常生活を送り、社会参加を進める上で、コミュニケーション支援が果たす役割は非常に大きなものとなっています。手話通訳者や要約筆記者の派遣等の取組を進めていきます。

【主要施策】

①外出支援の充実

施策・事業	概要	担当課
1 外出支援サービスの提供	行動援護や同行援護などの障害福祉サービス、地域生活支援事業による移動支援事業、NPO法人など民間団体が実施する移送サービス(介護タクシー、福祉有償運送)など、障害のある人の移動を支援するための事業・サービスの望ましい在り方について検討を進め、サービスの供給確保に努めます。	障害福祉課
2 外出促進のための各種助成等の実施	障害者の外出支援と経済的負担の軽減のため、タクシーを利用した場合のタクシー料金の一部を助成します。	障害福祉課
3 補助犬の普及促進	障害のある人の日常生活の補助を行うよう訓練された盲導犬や介助犬などの公共施設、民間施設等への同伴利用について理解促進に努め、国や県の周知啓発活動等に協力します。	障害福祉課

②コミュニケーション支援の推進

施策・事業	概要	担当課
1 コミュニケーション手段の充実	「さぬき市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」を令和元年7月に施行し、それに基づいて、聴覚、音声・言語に障害のある人のコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーション支援を充実させるとともに、小学生や職員等への手話教室の開催や手話奉仕員の養成を促進します。	障害福祉課



(2) 社会参加の促進

【施策の方針】

障害のある人が生き生きとした自分らしい生活を送るためには、スポーツ・文化活動や生涯学習などを通じた生きがいの創出が必要です。気軽に地域の活動に参加し、特性を理解しながら社会への参画を支援することで、社会全体の障害に対する理解を促進するとともに、障害のある人の生きがいづくりを創出していきます。

また、障害のある人の地域活動を支援することで、地域の活性化を図り、地域の住民同士のつながりを強化していきます。

【主要施策】

①スポーツ・文化活動等の振興

施策・事業	概要	担当課
1 スポーツ活動の振興	障害のある人も気軽にスポーツを楽しめるよう、各種教室や技術やルールが比較的簡単で、誰でも容易に楽しめることを目的としているニュースポーツの教室をスポーツ推進委員が中心となって開催し、全ての人を楽しめる生涯スポーツの普及と推進を図ります。また、当該事業の広報・周知に努めます。	生涯学習課
2 文化・芸術活動の振興	障害のある人の文化・芸術活動の振興に向けて、文化施設等のバリアフリー化に努めるとともに、指導者等の人材の確保・育成・活動機会や発表の場の充実を図ります。	生涯学習課
3 生涯学習活動の支援	障害のある人の自主的な社会参加活動や障害のある人相互の交流を支援し、自立意欲を高めるような環境整備に努めるとともに、教育・学習面の活性化と活発化を図り、障害のある人の生涯学習を総合的に推進します。 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づき、視覚障害者の図書館利用の促進を図ります。	生涯学習課

②交流活動の促進

施策・事業	概要	担当課
1 障害者団体の活動への支援	各障害者団体等の自主的な活動を支援し、活動の活性化を促進します。また、団体への加入促進に努めます。 障害の種別を超えた団体相互の交流や団体が実施する障害のある人となない人の交流を促進する活動を支援します。 近隣地域や県内外の障害者団体の行事・会合等に参加し、活動の輪を広げていけるよう支援します。	障害福祉課
2 地域活動へ参加しやすい環境づくり	社会福祉協議会等が進める地域福祉活動などへ、障害のある人の参画を促進するため、各種団体と連携しながら参加しやすい環境づくり、支援体制の充実などに努めていきます。	障害福祉課



7 生活環境の整備・向上

(1) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

【施策の方針】

障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、ハード面での配慮は不可欠です。ユニバーサルデザインの考えに基づいて、障害のある人もない人も利用しやすい施設・設備を整備していきます。

また、外出する際の障壁となる路上の障害物の除去や交通マナーの向上等を図ることにより、障害のある人が安全に外出できるよう、取組を進めていきます。

【主要施策】

① 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

施策・事業	概要	担当課
1 ユニバーサルデザインの普及・啓発	全ての人が社会に参加できるよう、性別や年齢、障害の有無など人々が持つ様々な特性や違いを超えて、みんなが使いやすい施設、交通手段、モノ、サービスなどを始めから生み出していこうとする「ユニバーサルデザイン」の考え方の普及・啓発に努めます。	障害福祉課
2 公共施設のバリアフリー化	新設する学校には、エレベーターの設置を進めます。 公民館や展示館等の建築に際しては、バリアフリー化を考慮します。	学校教育課 生涯学習課
3 交通安全対策の充実	防護柵や標識、路面標示等の交通安全施設の整備を行い、誰もが安全・安心に通行できる道路環境整備に努めます。	危機管理課



(2) 居住環境の整備・改善

【施策の方針】

生活の基本は、住まいであり、安全で安心して暮らすことのできる居住環境の創出は、障害の有無を問わず重要です。公営住宅のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化などを通じて、個人の状況に応じた自立した生活ができるような居住環境の整備に向けて取り組みます。

【主要施策】

① 暮らしやすい居住環境の整備・改善

施策・事業	概要	担当課
1 公営住宅におけるバリアフリー化の促進	公営住宅の整備・改築にあたっては、手すりの設置、段差の解消など、バリアフリー住宅の整備促進に努めます。	都市整備課
2 住宅改造に要する費用の助成等	障害者が現に居住している住宅の改造費用(工事費等)の一部を助成します。	障害福祉課



(3) 生活安全対策の推進

【施策の方針】

毎年、日本全国で、地震や大雨による土砂災害など何らかの災害が発生しています。災害を防ぐための取組はもちろん、災害が発生した場合でも、障害のある人などが安全に避難でき、避難所においても困難なく過ごせるようなきめ細やかな支援・配慮ができるよう、体制を整えておくことが重要です。避難行動要支援者避難支援制度への登録など、災害時等における体制の整備を進めていきます。

また、障害のある人などを標的とした犯罪被害を防ぎ、地域で安心して暮らせる環境の整備を進めます。

【主要施策】

①防災・防火対策の充実

施策・事業	概要	担当課
1 防災・防火対策等の推進	<p>消防本部や警察など関係機関との連携を強化し、障害者施設の防災・防火対策の推進や災害・火災発生時の緊急通報体制、救出・避難誘導體制の充実を図ります。</p> <p>障害のある人や高齢者など災害時要援護者への対策については、「災害対策基本法」に基づく「さぬき市避難行動要支援者避難支援計画」による活動が円滑に行えるよう、現在作成している避難行動要支援者名簿を適宜更新していくとともに、必要な個別計画の作成や見直しを行います。</p> <p>また、障害のある人が利用する事業所に対しては、緊急時対応マニュアルの作成や避難訓練等の実施状況を確認します。</p>	障害福祉課 福祉総務課 危機管理課
2 福祉避難所の整備	<p>大規模災害時において、高齢者や障害者など特別な配慮を必要とする人が避難生活を送るための福祉避難所について、福祉施設等と連携して整備・拡充を図ります。</p> <p>福祉避難所となっている施設や対象者、避難方法等について、ホームページ等で周知します。</p>	福祉総務課
3 緊急時の支援体制の充実	<p>安全・安心コミュニティシステム及び香川県防災情報システムによるメールの配信や音声告知放送及び防災行政無線での周知等、多重な方法で緊急情報が伝達できるよう整備を行います。</p> <p>防災行政無線等の情報伝達媒体の整備及び身近に起こる危険予測を示したハザードマップ[※]等を整備し周知を図ります。</p>	危機管理課
4 避難所となる公共施設の整備・改善	<p>指定避難所等に備蓄物資を整備するとともに、施設の所管課と連携し環境整備を行います。市内の指定避難所及び指定緊急避難場所において、福祉スペースの確保や障害者に配慮した備蓄資機材の整備に努めます。</p>	危機管理課

②防犯対策の充実

施策・事業	概要	担当課
1 防犯対策の強化・充実	<p>警察や市民と一体となって、安全、安心のまちづくりを推進します。</p> <p>市内のパトロールやキャンペーン活動等を行います。</p> <p>広報に防犯に関する記事を掲載します。</p>	危機管理課

※ハザードマップとは、被災想定区域や避難場所・経路など防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。



第3部 さぬき市障害福祉計画(第7期)・

さぬき市障害児福祉計画(第3期)





第1章 障害福祉計画

1 基本的な考え方

【基本指針の主な見直しポイント】

国において、第7期障害福祉計画および第3期障害児福祉計画策定に向けて、「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」では、以下のようなポイントで見直しが行われました。



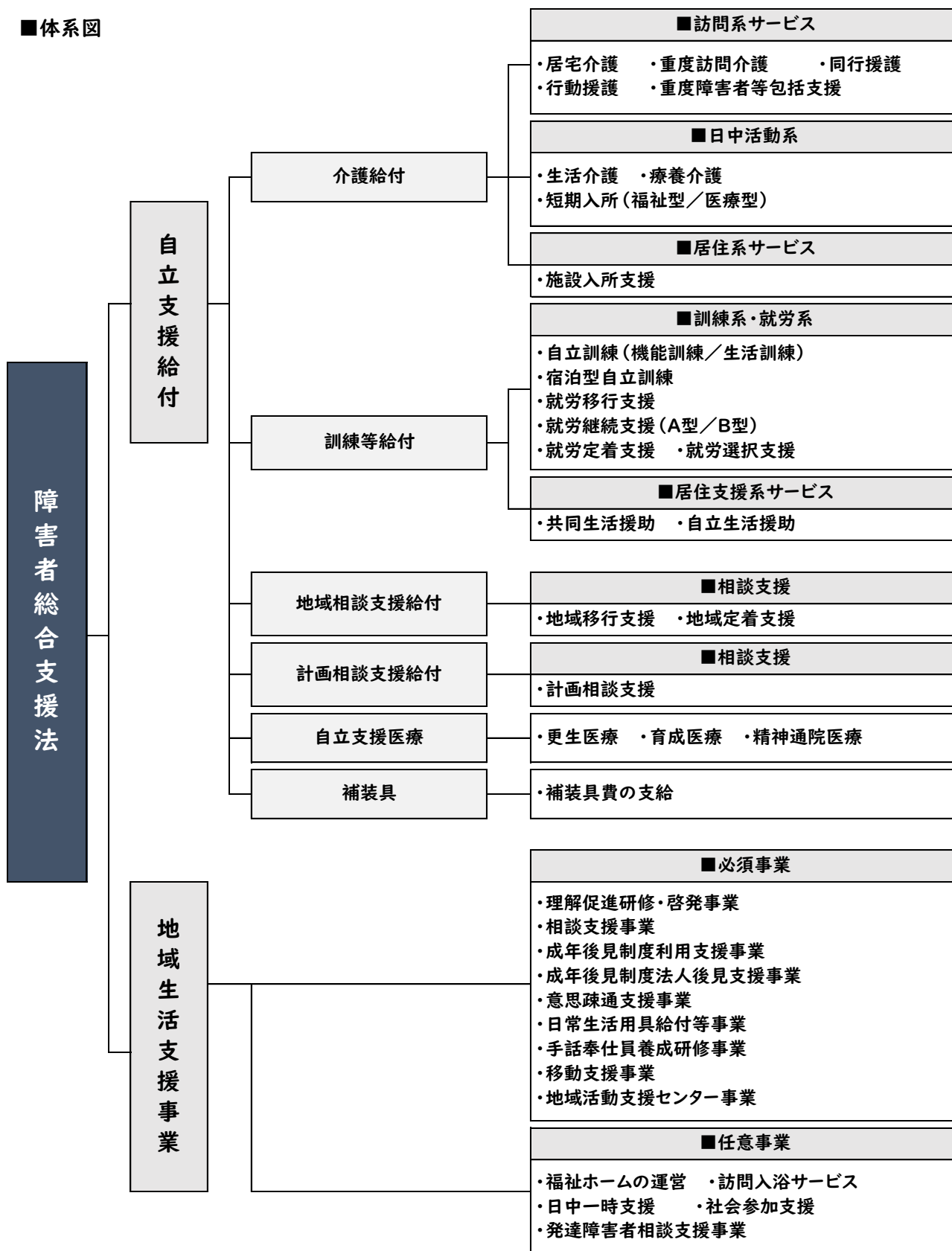
基本指針見直しのポイント

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ その他:地方分権提案に対する対応



2 障害福祉サービスと地域生活支援事業について

■体系図





3 第7期の目標(成果目標)

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の指針】

- ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和8年度末までに地域生活へ移行
- ・令和4年度末時点の施設入所者数を令和8年度末までに5%以上削減

【成果目標】

事項	目標	備考
令和4年度末の施設入所者数(A)	83人	令和4年度末の施設入所者数
令和8年度末施設入所者数(B)	78人	令和8年度末時点の利用人数
【目標値】 削減見込(A-B)	5人	
【目標値】 地域生活移行者数	5人	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の指針】

- ・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場に関する見込みを設定
- ・各サービスについて、現に利用している精神障害者の人数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち各サービスの利用が見込まれる者の人数等を勘案し、見込みを設定

【成果目標】

目標		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を大川圏域で1か所設置し、その開催回数は4回としています。		
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	
保健、医療、福祉関係者の参加者数	72人	延べ人数
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	



(3) 地域生活支援拠点等の整備

【国の指針】

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備
- ・コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上の運用状況の検証及び検討実施

【成果目標】

事項	目標	備考
【目標値】 地域生活支援拠点数	1か所	圏域で整備
【目標値】 コーディネーターの配置人数	1人	
【目標値】 運用状況の検討回数	年1回	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の指針】

- ・一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上が福祉施設から移行

【成果目標】

事項	目標	備考
令和3年度一般就労移行者数	1人	令和3年度までに福祉施設を退所して一般就労した者の数
【目標値】 一般就労移行者数	2人	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数



(5) 就労移行支援事業の利用者数

【国の基本指針】

- ・就労移行支援事業利用者:令和3年度の1.31倍以上増加
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする

【成果目標】

事項	目標	備考
令和3年度末の 就労移行支援事業所利用者数	1人	令和3年度末における 就労移行支援事業所の利用者数
【目標値】 就労移行支援事業所の利用者数	2人	令和8年度末における 就労移行支援事業所の利用者数
令和4年度末の 就労移行支援事業者数	0事業所	市内就労移行支援事業所無
【目標値】 一般就労へ移行した者の割合が 5割以上の事業所数	0事業所	

(6) 就労継続支援事業の利用者数(就労移行率)

【国の基本指針】

- ・就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・就労継続支援事業(A型):令和3年度の1.29倍以上増加
- ・就労継続支援事業(B型):令和3年度の1.28倍以上増加

【成果目標】

事項	目標	備考
令和3年度末の一般就労者数 就労継続支援事業(A型)	0人	
【目標値】 令和8年度の一般就労者数	1人	令和8年度において就労継続支援事業(A型) を利用し、一般就労する人の数
令和3年度末の一般就労者数 就労継続支援事業(B型)	0人	
【目標値】 令和8年度の一般就労者数	1人	令和8年度において就労継続支援事業(B型) を利用し、一般就労する人の数



(7) 就労定着支援事業の利用者数

【国の指針】

- ・令和8年度において就労移行支援事業の利用者数が令和3年度末実績の1.41倍以上

【成果目標】

事項	目標	備考
令和3年度末の 就労定着支援事業の利用者数	0人	就労移行支援事業等を利用した一般就労者数のうちの就労定着支援事業の利用者数
【目標値】 令和8年度末の 就労定着支援事業の利用者数	1人	就労移行支援事業等を利用した一般就労者数のうちの就労定着支援事業の利用者数

(8) 就労定着支援事業の利用者数(職場定着率)

【国の指針】

- ・令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合)が80%以上の事業所を全体の7割以上となる事業所の割合を2割5分以上とする

【成果目標】

事項	目標	備考
【目標値】 令和8年度末の利用就労後の 定着率70%以上の事業所数	0事業所	市内就労移行支援事業所無



(9) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

- ・市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築
- ・都道府県実施の障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数の見込みを設定
- ・審査結果を分析・活用し、事業所や近隣自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数
の見込みを設定

【成果目標】

事項	目標	備考
【目標値】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	有	
【目標値】 障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	2人	
【目標値】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及び実施回数	体制 有 1回	設置に向けて今後検討を行う。

(10) 相談支援体制の充実・強化等

【国の指針】

- ・令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置する
- ・地域の相談支援に関する各種件数及び回数を見込みを設定
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等を行う

【成果目標】

事項	目標	備考
【目標値】 令和8年度末の地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	有	令和8年度末における 基幹相談支援センターの設置
【目標値】 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	12回	月1回(自立支援協議会、定例会等の開催)
【目標値】 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12件	月1回(相談支援部会開催)
【目標値】 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	12回	月1回(連絡会の開催)
【目標値】 協議会における地域のサービスの開発・改善	有	体制(専門部会の開催等)



4 障害福祉サービスの実績と見込み

前計画の利用実績の推移を踏まえるとともに、サービスの再編やニーズ調査などを総合的に勘案して、第7期障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量を定めました。

(1) 訪問系サービス

サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護	居宅で入浴や排泄、家事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活等に関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の障害により、行動上著しい困難を有し常時介護を必要とする人が対象です。居宅で入浴や排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	視覚障害のため、移動に著しい困難を有する人が対象です。外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、その他外出する際に必要な援助(代読・代筆等)を行います。
行動援護	知的障害や精神障害のため、行動に著しい困難があり常時介護を必要とする人が対象です。行動する際の危険を回避するために必要な援助、外出時に移動中の介護や排泄、食事等の介護その他の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺で寝たきりの状態にある人、知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する人が対象です。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

第6期実績と課題

- ・訪問系サービスの利用状況について、利用人数における、第6期計画での見込みの誤差はほぼありませんが、利用時間数は、上回っています。これは、新型コロナウイルスの影響が減少し、一人当たりのサービス利用時間の増加が理由として挙げられます。なお、重度障害者等包括支援については、対応可能な事業所が香川県内に所在していないため、利用はありません。

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実人数 (人/月)	延時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延時間 (時間/月)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	見込	67	1,170	82	1,300	82	1,300
	実績	66	1,139	79	1,563	83	1,632

(各年度3月の値。令和5年度は8月の値。)



第7期見込み量の定め方と方策

・訪問系サービスの利用状況について、新型コロナウイルスの影響は年々薄れ、コロナ禍以前の状況に徐々に戻るものと見込みます。引き続き、県及び自立支援協議会と連携しながら、ヘルパー等の確保・育成への支援体制を強化し、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

第7期見込み量

サービス名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数 (人/月)	延時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延時間 (時間/月)
居宅介護	55	870	58	880	58	880
重度訪問介護	4	515	4	515	4	515
同行援護	18	170	20	175	20	175
行動援護	10	95	12	100	14	100
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0



(2) 日中活動系サービス

サービスの概要

サービス名	内容
生活介護	常時介護を必要とする障害者が対象です。主に昼間、入浴、排泄及び食事等の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会の提供、その他の身体機能や生活能力向上のために必要な援助を行います。
自立訓練(機能訓練)	身体障害や難病を有する人などが、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所に通所し、又は同施設・事業所が当該障害者の居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談や助言、その他の必要な支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的障害や精神障害を有する人が、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所に通所し、又は同施設・事業所が当該障害者の居宅を訪問し、入浴や排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言その他の必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	知的障害や精神障害を有する人に、障害福祉サービス事業所等の居室その他の設備を利用してもらいながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談や助言その他の必要な支援を行います。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して、本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて、能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所の選択を可能にする支援です。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者で、一般就労が可能と見込まれる人が対象です。生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通し、就労に必要な知識、能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。就職後には職場定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
就労継続支援(A型)	一般就労が困難な障害者に、雇用契約等に基づく生産活動その他の活動の機会を提供します。また、適切な支援等により一般就労が可能の方については、就労に必要な知識・技術の習得や能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労継続支援(B型)	就労経験はあるものの、年齢その他の理由により一般就労が困難な障害者や、就労移行支援で一般就労に至らなかった人、その他通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を受け、常時介護を要する人が対象です。主に昼間、上記の支援を行うとともに、医療に係るものを療養介護医療として提供します。



短期入所 (ショートステイ) (福祉型・医療型)	居宅で介護を行う人が疾病その他の理由により介護を行うことができない場合等に、支援を必要とする人が障害者支援施設や児童福祉施設に短期間入所(宿泊)するもので、入浴や排泄、食事の介護その他の必要な支援を行います。
-------------------------------------	--

第6期実績と課題

・日中活動系サービスの利用状況について、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の利用は、見込量より増加しました。また、短期入所及び療養介護が増加しています。就労定着支援については、事業所が無いため実績1人となりました。

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
生活介護	見込	142	2,840	142	2,840	142	2,840
	実績	130	2,640	137	2,853	138	2,826
自立訓練(機能訓練)	見込	1	20	2	40	2	40
	実績	0	0	0	0	1	37
自立訓練(生活訓練)	見込	2	20	4	40	4	40
	実績	0	0	2	29	4	45
就労移行支援	見込	8	160	8	160	8	160
	実績	1	11	4	70	3	49
就労定着支援	見込	1		2		4	
	実績	1	1	1	1	1	1
就労継続支援(A型)	見込	10	200	11	220	13	260
	実績	11	243	15	323	20	401
就労継続支援(B型)	見込	150	2,700	152	2,736	154	2,772
	実績	158	2,847	164	3,172	174	3,178
療養介護	見込	16		16		16	
	実績	17	527	19	589	19	589
短期入所 (ショートステイ)	見込	35	125	37	132	39	139
	実績	22	98	26	94	25	84

(各年度3月の値。令和5年度は8月の値。)



第7期見込み量の定め方と方策

- ・日中活動系サービスの利用について、引き続き、ニーズに応じたサービス量の拡充に努め、関係機関との連携による情報提供を実施します。
- ・一般就労への移行及び地域生活への移行を踏まえて、サービスの充実化への支援に努めます。就労定着支援サービス提供事業所が市内にありませんが、就労移行支援の利用者のうち、近隣市の就労定着支援サービス提供事業所を利用するものと見込みます。
- ・さぬき市内に障害福祉サービス提供事業所がないサービスについては、新規事業所の確保に努めます。

第7期見込み量

サービス名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
生活介護	140	2,900	142	2,950	144	3,000
うち重度障害者	15	270	15	270	15	270
うち 医療的ケアが必要な方	0	0	0	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	2	40	2	40	2	40
自立訓練(生活訓練)	3	45	3	45	3	45
うち重度障害者	0	0	0	0	0	0
就労選択支援【新規R7】			5	35	5	35
就労移行支援	3	60	3	60	3	60
就労継続支援(A型)	22	410	25	425	28	440
就労継続支援(B型)	180	3,280	185	3,370	190	3,460
就労定着支援	1	3	1	3	1	3
療養介護	20		20		20	
短期入所(ショートステイ)	27		30		30	



(3) 居住系サービス

サービスの概要

サービス名	内容
自立生活援助	<p>集団生活ではなく一人暮らしを希望する障害者のうち、知的障害や精神障害により理解力や生活力などが十分でなく、一人暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。</p> <p>また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。</p>
共同生活援助 (グループホーム)	<p>障害により単身での生活が困難な人等に対し、主として夜間において、共同生活を営む住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。</p>
施設入所支援	<p>地域での生活が困難な障害者に対し、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。</p>

第6期実績と課題

- ・居住系サービスの利用状況について、自立生活援助の利用者は、見込みどおりありませんでした。共同生活援助と施設入所支援も、ほぼ見込みどおりでした。

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実人数 (人/月)	実人数 (人/月)	実人数 (人/月)
自立生活援助	見込	0	0	0
	実績	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	見込	42	42	42
	実績	35	42	44
施設入所支援	見込	84	82	81
	実績	79	82	82

(各年度3月の値。令和5年度は8月の値。)



第7期見込みと方策

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数 (人/月)	実人数 (人/月)	実人数 (人/月)
自立生活援助	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	45	45	45
うち重度障害者	1	1	1
うち 医療的ケアが必要な方	0	0	0
施設入所支援	80	79	78

- ・居住系サービスの利用について、自立生活援助の事業所がないことから、利用者はなしと見込みますが、サービスの提供が可能な事業者の確保に努めます。また、地域移行の推進により、グループホームの新設を支援し、施設入所支援は、利用者が減っていくと見込みます。



(4) 相談支援

サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人に適切な保健、医療、福祉等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成等を行うとともに、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行います。
地域移行支援	施設に入所している人や精神科病院に入院している人等に、地域生活へ移行するための相談や必要な支援等を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障害のある人と常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際には、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

第6期実績と課題

・計画相談支援については、増加傾向で見込みより実績が上回りました。

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実人数 (人/月)	実人数 (人/月)	実人数 (人/月)
計画相談支援	見込	410	412	414
	実績	419	438	454
地域移行支援	見込	1	1	2
	実績	0	0	0
地域定着支援	見込	1	1	2
	実績	0	0	0

(各年度3月の値。令和5年度は8月の値。)

第7期見込みと方策

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数 (人/月)	実人数 (人/月)	実人数 (人/月)
計画相談支援	420	425	430
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1

- ・計画相談支援については、今後も増加することを見込み、事業者の確保に努めます。
- ・相談支援専門員の育成に努め、質の向上を目指します。



5 地域生活支援事業の実績と見込み

(1) 必須事業

【① 理解促進研修・啓発事業】

事業の概要

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行い、共生社会の実現を図る事業です。

第6期実績と課題

- ・令和元年度から聴覚障害者への理解を深めるため、小学校手話教室を行っており、令和5年度には全7小学校で実施することができました。小学校によっては、テーマを決めての依頼もあるので、講師派遣を行っている香川県聴覚障害者協会と相談し継続して行っています。

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	見込	有	有
		実績	有	有

第7期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

- ・市民の障害への理解を深めるための研修等に取り組みます。特に、目に見えない障害(知的障害・精神障害等)に対する理解促進に努めます。
- ・物理的なバリア(段差など)にとどまらず、心理的なバリア(差別感情など)や視覚・聴覚障害者などに対する情報のバリア、制度や慣習などをも含む概念(社会的障壁)の除去を図るために、障害者虐待防止法に基づく障害のある人への虐待の防止対策に努めるほか、障害者差別解消法に基づき、不当な差別的取扱いをなくし、合理的な配慮の推進に努めます。
- ・各団体と障害福祉サービス事業者や地域団体の交流を図り、効率的な事業実施の方法を検討します。



【② 相談支援事業】

事業の概要

サービス名	内容
相談支援事業	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等便宜を図ることや、権利擁護に関する必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。

第6期実績と課題

- ・9事業所に委託し、障害のある人や家族等からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービス等への連携、権利擁護のための必要な援助を行っています。

（相談件数：令和2年度 4,213 件 令和3年度 3,926 件 令和4年度 3,585 件）

- ・令和4年度より、保証人がいない等の理由による一般住宅への入居が困難な障害者等に対する支援を目的に、重層的支援体制整備事業として取り組んでいます。障害者等の相談に応じながら、適切な居住場所の確保に今後も務めます。

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業【交付税措置】	委託事業者数	見込	9	9
		実績	9	9
基幹相談支援センター	設置の有無	見込	検討	検討
		実績	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	見込	検討	検討
		実績	無	無
住宅入居等支援事業（住宅サポート事業）	実施の有無	見込	1	1
		実績	無	無



第7期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	委託事業者数	9	9	9
基幹相談支援センター	設置の有無	検討	検討	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	検討	検討	有
住宅入居等支援事業(住宅サポート事業)	実施の有無	有	有	有

- ・障害者相談支援事業は、障害のある人や家族等からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供等、権利擁護のための必要な援助を行うとともに、地域の支援機関等との連携や協働の推進に努めます。
- ・自立支援協議会において、基幹相談支援センターの設置について継続して検討していきます。
- ・重層的支援体制整備事業として、地域生活に課題を抱える障害のある人や家族に対する包括的な支援体制の整備に努めます。
- ・精神障害に特化した相談支援事業所の確保に努めます。



【③ 成年後見制度利用支援事業】

事業の概要

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援し、障害者の権利擁護を図る事業です。

第6期実績と課題

- ・成年後見制度利用支援事業は実績として1件でした。件数として減少傾向となっていますので、今後も周知と活用に向けた啓発の取組が必要だと考えます。
- ・関係機関と連携し、権利擁護のための市民後見人研修会を実施しました。
- ・県が主催する研修会に担当者が参加しました。
- ・令和8年度までの各事業の利用実績、本市の実情と利用者のニーズ、制度見直しによる事業の充実等を勘案し、次のとおり見込みました。

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数(人)	見込	0	1	1
		実績	1	0	1

(各年度3月の値。令和5年度は8月の値)

第7期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数(人)	2	2	2

- ・相談支援や関係機関等と連携しながら、成年後見制度の周知に努めるとともに、制度の適切な利用につなげていきます。



【④ 成年後見制度法人後見支援事業】

事業の概要

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保や、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動支援を行う事業です。

第6期実績と課題

- ・この事業の実績はありません。高齢者担当課が、類似した内容の事業を実施しており、市社会福祉協議会に一部委託している所です。
- ・法人後見事業として障害のある方に対しての成年後見制度を利用している実績はなく、今後潜在的ニーズに対して啓発等が必要です。

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	見	無	無
		達実績	無	無

第7期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

- ・事業実施について検討を行います。



【⑤ 意思疎通支援事業】

事業の概要

サービス名	内容
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業 手話通訳者設置事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他意思疎通が困難な障害のある人に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援を行う事業です。

第6期実績と課題

- ・手話通訳者派遣事業については、主に通院での利用ですが、利用者の死亡等により減少傾向にあります。
- ・要約筆記者派遣事業については、主に通院での利用ですが、年々減少傾向にあります。
- ・手話通訳者設置事業については、毎週月曜日(月曜日が祝日等休みの時は翌日火曜日)に設置しており、手話通訳が必要な方または手話通訳が必要な方について相談に来る職員が利用しています。

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	実利用件数 (件)	見込	4	4	4
		実績	50	34	13
手話通訳者設置事業	実設置者数 (人)	見込	0	0	1
		実績	1	1	1

(各年度3月の値。令和5年度は10月までの実施分の値。)

第7期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	実利用件数(件)	25	25	25
手話通訳者設置事業	実設置者数(人)	1	1	1

- ・継続して周知と活用に取り組みます。
- ・手話通訳者設置については、継続して委託契約を行います。



【⑥ 手話奉仕員養成研修事業】

事業の概要

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を実施する事業です。

第6期実績と課題

- ・手話奉仕員養成研修事業については、公益社団法人香川県聴覚障害者協会に委託しており、令和3年度については、東讃会場としてさぬき市で行いました。養成講座修了者は徐々に増えています。

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了者数(人)	見込	0	0
		実績	4	5
				11

(各年3月31日の値。令和5年度は11月現在の申込者数の値。)

第7期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了者数(人)	10	10	10

- ・手話奉仕員養成研修については、今後も、公益社団法人香川県聴覚障害者協会に委託し、広報等にて開催を周知していきます。



【⑦ 日常生活用具給付等事業】

事業の概要

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	日常生活の便宜を図るため、障害の状況に応じて、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する事業です。

第6期実績と課題

- ・排泄管理用具の給付、ストーマ装具については申請も増加していますが、継続利用者の減少(死亡等)により全体数はあまり変化がなくなっています。紙オムツについては、継続利用者の転出により、減少傾向にあります。
- ・介護・訓練支援用具は上下肢・体幹機能障害の方が条件のものが主で、毎年2~3件の給付があります。特殊寝台の給付が主です。
- ・自立生活支援用具については、下肢・体幹・平衡機能障害の方のものが多く、入浴補助用具や移動・移乗支援用具・特殊便器の給付が多い傾向にあります。
- ・在宅療養等支援用具は、ネブライザー(吸引器)や電気式たん吸引器の給付が増加傾向にあります。また、視覚障害者用のもの(体温計(音声式)・体重計・血圧計)の給付もあります。
- ・情報・意思疎通支援用具については、視覚障害者用のもの、特にポータブルレコーダー、拡大読書器の給付が多く出ています。また、継続で人工喉頭(埋込型人工鼻)の給付もあり、給付数が多い日常生活用具です。
- ・住宅改修については、給付件数は少ないですが、相談は毎年複数件あります。

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
排泄管理支援用具 (ストーマ用具・紙オムツ等)	給付件数/年	見込	870	880
		実績	1,273	1,221
介護・訓練支援用具 (特殊寝台・特殊マット等)	給付件数/年	見込	2	2
		実績	3	2
自立生活支援用具 (入浴補助用具等)	給付件数/年	見込	8	8
		実績	7	7
在宅療養等支援用具 (盲人用体温計等)	給付件数/年	見込	3	3
		実績	5	9
情報・意思疎通支援用具 (点字器・人工喉頭等)	給付件数/年	見込	8	8
		実績	25	22
住宅改修費	給付件数/年	見込	2	2
		実績	1	1
合計		見込	893	903
		実績	1,314	1,262

(各年度3月の値。令和5年度は11月末申請時点の値)



第7期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
排泄管理支援用具	給付件数/年	1,220	1,220	1,220
介護・訓練支援用具	給付件数/年	2	2	2
自立生活支援用具	給付件数/年	8	8	8
在宅療養等支援用具	給付件数/年	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	10	10	10
住宅改修費	給付件数/年	2	2	2
合 計		1,245	1,245	1,245

・障害者手帳交付時の説明において、障害種別と該当する日常生活用具があれば、給付申請案内を行い、継続していきます。



【⑧ 移動支援事業】

事業の概要

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行う事業です。

第6期実績と課題

- ・利用者は微増傾向にあり、利用時間も併せて増加傾向にありましたが、令和3年度は感染症予防のために外出が減ったため、利用時間数が減少しています。今後も、障害のある人の生活ニーズに合わせたサービスを提供できる体制づくりに努めます。

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用者数(人)	見込	65	65
		実績	39	56
	延利用時間数(時間)	見込	420	450
		実績	243	436

(各年度3月の値。令和5年度は8月の値。)

第7期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用者数(人)	65	65	65
	延利用時間数(時間)	450	460	470

- ・今後は、感染症対策が進むことを見込んで、利用時間は増加すると予測しています。障害のある人のニーズを把握するために、関係機関と連携し、適正な利用ができるよう努めます。



【⑨ 地域活動支援センター事業】

事業の概要

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	障害のある人の地域生活を支援するために、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流等の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜供与を行います。

第6期実績と課題

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター (Ⅰ型)	実施箇所数 (か所)	見込	4	4
		実績	4	4
	実利用者数 (人)	見込	45	45
		実績	31	31
地域活動支援センター (Ⅱ型)	実施箇所数 (か所)	見込	1	1
		実績	1	1
	実利用者数 (人)	見込	7	7
		実績	7	4
地域活動支援センター (Ⅲ型)	実施箇所数 (か所)	見込	1	1
		実績	1	1
	実利用者数 (人)	見込	8	8
		実績	6	7

(令和5年度の実績は、令和5年10月末までの値。)

第7期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター (Ⅰ型)	実施箇所数(か所)	4	4	4
	実利用者数(人)	40	40	40
地域活動支援センター (Ⅱ型)	実施箇所数(か所)	1	1	1
	実利用者数(人)	10	10	10
地域活動支援センター (Ⅲ型)	実施箇所数(か所)	1	1	1
	実利用者数(人)	8	8	8



(2) 任意事業

【① 福祉ホームの運営】

事業の概要

サービス名	内容
福祉ホーム	住居を求めている障害のある人に対し、低額な料金で居室や設備、日常生活に必要なサービスを提供します。

第6期実績と課題

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム	実利用者数 (人)	見込	2	2	2
		実績	2	2	2

第7期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム	実利用者数(人)	2	2	2

【② 訪問入浴サービス(日常生活支援)】

事業の概要

サービス名	内容
訪問入浴サービス (日常生活支援)	居宅での入浴が困難な在宅の重度障害のある人の居宅を訪問し、入浴介護を行う事業です。

第6期実績と課題

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	実利用者数 (人)	見込	1	1	1
		実績	2	2	2

第7期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	実利用者数(人)	2	2	2



【③ 日中一時支援】

事業の概要

サービス名	内容
日中一時支援事業	障害のある人等の日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施する事業です。

第6期実績と課題

・ほぼ見込みどおりとなっています。

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実利用者数 (人)	見込	15	15	15
		実績	8 (うち児童 3)	14 (うち児童 6)	16 (うち児童 7)
	延利用回数 (回)	見込	40	40	40
		実績	21	32	37

(各年度3月の値。令和5年度は8月の値。)

第7期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実利用者数(人)	15	15	15
	延利用回数(回)	40	40	40

・現在の利用量と同程度で推移するものと見込みます。



【④ 社会参加支援】

事業の概要

サービス名	内容
【社会参加支援】 レクリエーション等 活動支援事業	障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害のある人が社会参加活動を行うための環境整備や必要な支援を行う事業です。
【社会参加支援】 点字・声の広報発行事業	文字による情報入手が困難な人に点訳、音声訳その他分かりやすい方法により、広報等を通じて、生活情報、その他地域生活をするうえで必要な情報などを適宜、提供する事業です。
【社会参加支援】 自動車改造費助成	身体障害者が所有し、運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成し、障害者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図る事業です。

第6期実績と課題

- ・レクリエーション等活動支援事業は、さぬき市身体障害者団体連合会にさぬき市障害者グラウンドゴルフ大会、さぬき市障害者スポーツ大会運営委託を行っていますが、令和3年度は新型コロナウイルスの影響でグラウンドゴルフ大会のみとなりました。
- ・4年度からはスポーツ大会が復活し、マンネリ化対策として競技を2種目ほど変更するなど工夫をこらすことができました。
- ・声の広報発行事業では、朗読グループどんぐりに声の広報の発行委託を行い、希望している3名の方に毎月発行物の郵送を行っています。
- ・自動車改造助成については、実績は少ないものの、障害者の方や自動車業者からの相談を受けています。

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
レクリエーション等 活動支援事業	延人数 (人/年)	見込	200	200
		実績	100	200
点字・声の広報発行事業 (社会参加支援)	実人数 (人/年)	見込	5	5
		実績	36	36
自動車改造費助成	実人数 (人/年)	見込	2	2
		実績	1	0

(各年度3月の値。令和5年度は11月までの延べ人数。)



第7期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
レクリエーション等 活動支援事業	延人数(人/年)	200	200	200
点字・声の広報発行事業	実人数(人/年)	36	36	36
自動車改造費助成	実人数(人/年)	2	2	2

- ・さぬき市身体障害者団体連合会に引き続きレクリエーション等活動支援事業の委託を行います。
- ・朗読グループどんぐりに引き続き声の広報発行事業の委託を行います。また、盲老人ホーム等で利用希望があるかどうか話をし、利用者を増やしていきたいです。
- ・自動車改造費助成については、引き続き、相談を受け対応をしていきます。



【⑤ 発達障害相談支援事業】

事業の概要

サービス名	内容
個別相談・療育	臨床心理士等専門スタッフによる発達障害の個別相談・療育を実施し、全てのライフステージを通じた支援体制の充実を図ります。
早期支援コーディネーター巡回訪問	早期支援コーディネーターを保育所(園)・幼稚園・認定こども園等に派遣し、支援を要する幼児の適切な支援方法や環境整備について指導助言を行い、円滑な就学に向けてサポートをします。
機関支援	小・中学校に臨床心理士を派遣し、集団の場での児童生徒の行動観察、教職員へのコンサルテーションを行います。

第6期実績と課題

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別相談・療育	延人数(人/年)	見込	400	400	400
		実績	470	460	287
早期支援コーディネーター巡回訪問	実施回数(回)	見込	160	160	160
		実績	134	135	84
機関支援	実施回数(回)	見込	40	40	40
		実績	27	23	16

(各年度3月の値。令和5年度は10月の値。)

第7期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別相談・療育	延人数(人/年)	500	500	500
早期支援コーディネーター巡回訪問	実施回数(回)	140	140	140
機関支援	実施回数(回)	30	30	30

【⑥ 障害者就労施設等からの物品等の調達推進】

	令和4年度実績	令和5年度実績見込み	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
調達額(円)	1,316,427	1,400,000	1,450,000	1,500,000	1,550,000



第2章 障害児福祉計画

1 基本的な考え方

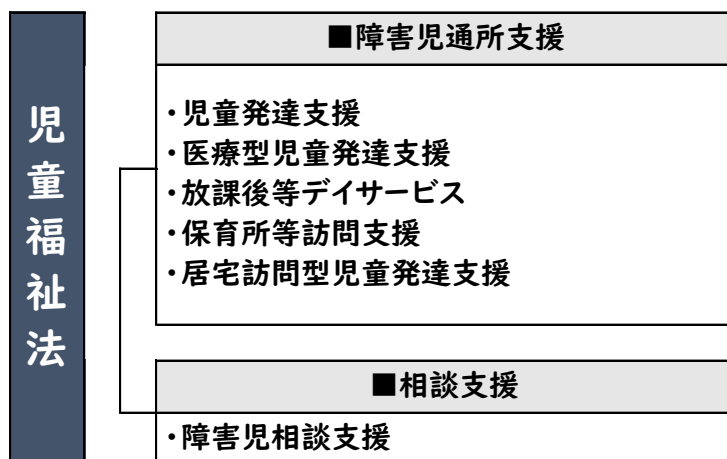
障害の有無にかかわらず、人は皆、社会の一員としてお互いに支え合う存在であるという考えのもと、障害のある子どもを笑顔で社会に送り出すために、個々の状態に応じて、学校や各種の障害児福祉サービスを選択できるようにすることが求められます。そのため、県と大川圏域(さぬき市及び東かがわ市)で連携し、障害児福祉サービス提供体制を構築し、適切な療育等のサービスを提供することを目的とします。

【障害児福祉サービスの提供確保に関する基本的な考え方】

- 児童発達支援センターの設置
- 児童発達支援センターが保育所等訪問を実施するなどの体制構築
- 重症心身障害児を支援する児童発達事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のため協議の場を設置するとともに医療的ケア児に関するコーディネーターの配置

2 障害児福祉サービス

■体系図





3 第3期の目標(成果指標)

(1) 障害児のサービス提供体制の整備等

【国の指針】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置
- ・令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながら障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保
- ・令和8年度末までに、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
- ・令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

【成果目標】

事項	目標	備考
【目標値】 児童発達支援センターの設置	1か所	圏域にて設置
保育所等訪問支援の体制	有	
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	圏域にて設置
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	有	3人配置

(2) 発達障害者等に対する支援

【国の指針】

- ・各取組の実施状況や活動状況及び市町村等における発達障害者等の人数を勘案し、見込みを設定
- ・ペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の人数を勘案し、見込みを設定

【成果目標】

事項	目標	備考
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援体制	有	設置に向けて今後検討を行う。
【目標値】プログラムの受講者数	1人	
【目標値】プログラムの実施者数	1人	



4 障害児福祉サービスの実績と見込み

(1) 障害児通所支援

サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の子どもに、日常生活で必要な基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	未就学の子どもに、日常生活で必要な基本的な動作の指導、知識・技能の付与や集団生活への適応訓練などに加えて、治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や支援を行います。
保育所等訪問支援	支援の必要な子どもが通う保育所等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

第2期の実績と課題

- ・児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用は、見込量とあまり変わりはありません。医療型児童発達支援は、該当児童がいない状態が続いています。

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
児童発達支援	見込	10	50	10	50	10	50
	実績	9	38	12	60	8	31
医療型児童発達支援	見込	2	20	2	20	2	20
	実績	1	11	0	0	0	0
放課後等デイサービス	見込	40	400	40	400	40	400
	実績	33	326	39	421	39	397
保育所等訪問支援	見込	2	2	2	2	2	2
	実績	1	1	1	1	0	0
居宅訪問型児童発達支援	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0

(各年度3月の値。令和5年度は8月の値。)



第3期見込みと方策

サービス名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
児童発達支援	10	50	10	50	10	50
うち重度障害児	1	5	1	5	1	5
うち医療ケア児等	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	1	20	1	20	1	20
放課後等デイサービス	40	400	40	400	40	400
うち重度障害児	2	20	2	20	2	20
うち医療ケア児等	0	0	0	0	0	0
保育所等訪問支援	1	1	1	1	1	1
うち重度障害児	0	0	0	0	0	0
うち医療ケア児等	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
うち重度障害児	0	0	0	0	0	0
うち医療ケア児等	0	0	0	0	0	0

・現在の利用量と同程度で推移するものと見込みます。



(2) 相談支援

サービスの概要

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児通所支援の利用に際して、障害児支援利用計画を作成します。 また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行います。

第2期実績と課題

・ほぼ見込みどおりとなっています。

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	実人数 (人/月)	見込	61	61	61
		実績	62	59	58

(各年度3月の値。令和5年度は8月の値。)

第3期見込みと方策

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	実人数(人/月)	63	63	63

・現在の利用量と同程度で推移するものと見込みます。



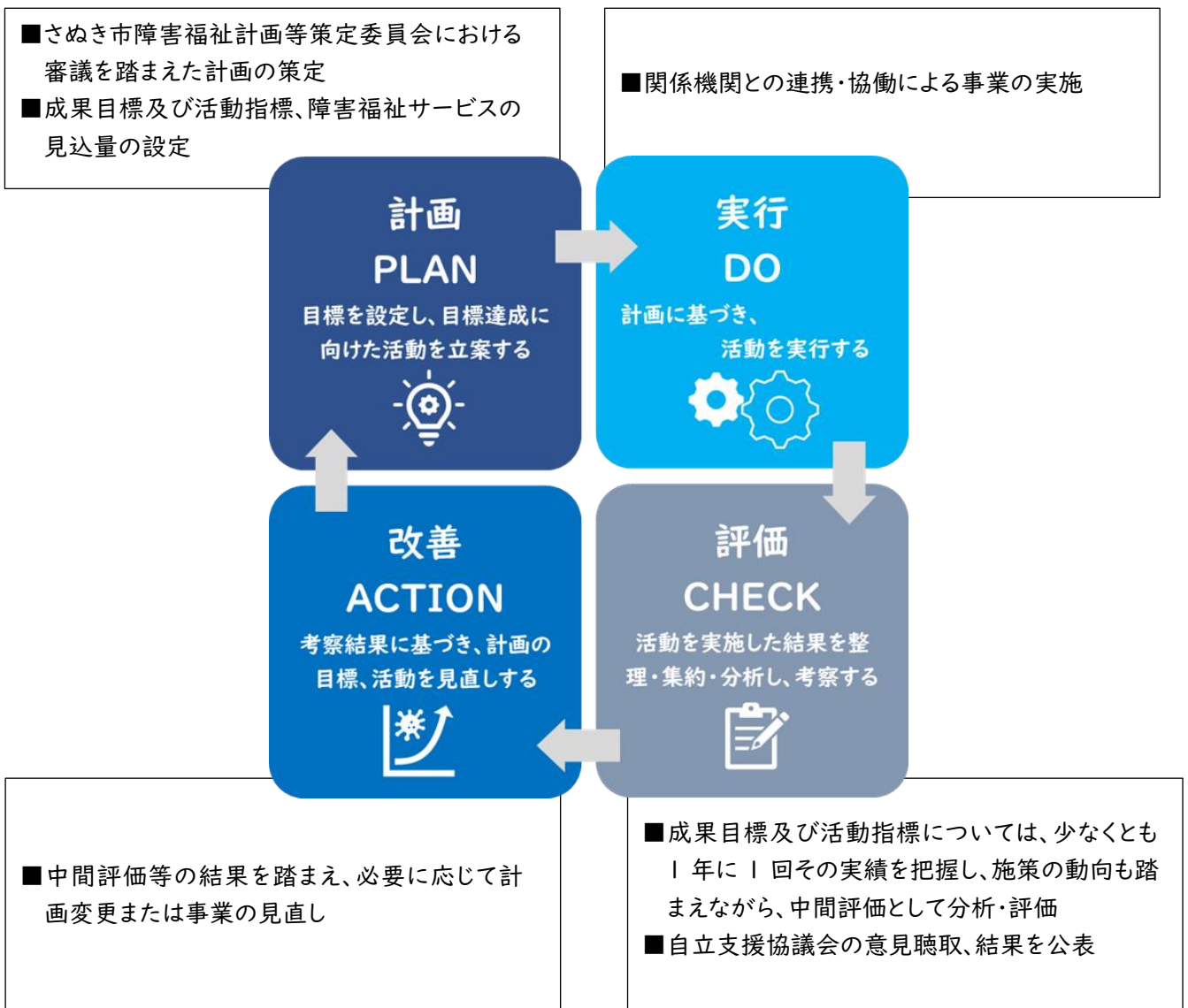
第3章 計画の推進

1 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講ずること(PDCA サイクル)とされています。

計画をより効果的に推進するために、少なくとも年に1回は、成果目標等に関する実績を把握します。また、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じます。中間評価の際には、自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果の公表に努めます。

PDCA サイクル





2 計画の推進体制

計画の推進については、自立支援協議会と連携しながら取り組んでいきます。

自立支援協議会では、障害のある方やその家族などからの様々な相談やニーズについて、関係機関が情報を共有し連携を図りながら、解決に向けた協議を行います。

(1) 計画の周知

本計画については、市の広報誌、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、障害のある人やその家族、地域住民、障害者支援に関わる人々の共通の理解を得ながら計画を推進していきます。

また、国や県の障害者施策の動向を把握し必要な情報提供に努めます。

(2) 保健・医療・福祉・教育分野における連携

障害のある人の地域生活(ニーズ)を支えるため、医療機関、サービス提供事業者、関係各課等の保健・医療・福祉・教育分野の連携を強化し、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 地域との連携

障害のある人に対する各種施策を推進していくためには、地域住民をはじめ、社会福祉協議会、サービス提供事業者、ボランティア、NPO、事業者、関係機関等と連携し、協働体制づくりを進めていきます。

(4) 国・県・圏域との連携

障害のある人の地域生活を支えるさまざまな施策(障害福祉サービス)は、さぬき市だけで対応できない施策もあります。国や県の事業・施策及び各種施設の活用を進め、県・大川圏域の関係機関との連携を密接に図りながら本計画を推進していきます。

資料編





さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例

平成31年3月18日

条例第3号

全ての市民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有している。

しかし、依然として障害のある人に対する不当な区別、排除、制限などによる差別が存在しており、これらが障害のある人の日常生活や社会生活における活動を制約し、社会参加や自立を妨げる社会的障壁となっている。

不当な差別的取扱いの多くは、障害や障害のある人に対する誤解や偏見、その他理解の不足によるものであり、この社会的障壁を取り除くためには、市民一人一人が身近な問題として障害に関する正しい知識を習得し、障害や障害のある人に対する理解を深め、障害のある人とない人との相互理解が促進されなければならない。

ここに、私たちは、障害のある人もない人も分け隔てなく、全ての市民が同じ地域に暮らす一員として、「誰もが生き生きと輝いて暮らせる“共生のまち”さぬき市」の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消についての基本的理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消のための施策等を定めることにより、全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく障害を理由として障害者を排除し、その権利の行使を制限し、その権利を行使する際に条件を付け、その他の障害者に対する不利益的な取扱いをすることをいう。
- (4) 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮の提供をしないことにより障害者の権利利益を侵害することをいう。
- (5) 合理的配慮 障害者が現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合又はそれが明らかに認められる場合において、当該障害者が障害者でない者と同等の権利を行使することができるようにするため、その実施に伴う負担が過重とならない範囲内で、当該障害者の意向を尊重しながら、その性別、年齢及び障害の状態に応じて、必要かつ適切な現状の変更及び調整等の措置を行うことをいう。
- (6) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (7) 事業者 市内において事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)



第3条 障害を理由とする差別を解消し、第1条に規定する社会を実現するための取組は、次の各号に掲げる事項を基本的な理念（以下「基本理念」という。）とし、社会全体の責任として行わなければならない。

- (1) 全ての障害者は、障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) 全ての障害者は、日常生活及び社会生活において、障害者でない者と同等の機会の提供を受け、及び権利を行使することができること。
- (3) 全ての者は、障害者に対して、障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと。
- (4) 全ての者は、障害の多様性及び個別性を認め合い、それぞれの立場を理解し、相互に協力すること。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、不当な差別的取扱いの多くが障害及び障害者に対する誤解、偏見その他理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を深めるとともに、前条の規定に基づき市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じた合理的配慮の提供に努めるとともに、第4条の規定に基づき市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（普及啓発）

第7条 市は、市民及び事業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする。

（職員対応要領及び職員研修）

第8条 市は、職員が合理的配慮を適切に行うための要領（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第10条第1項に規定する要領をいう。）を定めるとともに、職員に対し、障害を理由とする差別の解消のために必要な研修を行うものとする。

（相談体制）

第9条 障害者及びその家族その他の関係者は、市に対し、障害を理由とする差別に関する相談をすることができる。

2 市は、前項の相談を受けたときは、必要に応じ、次に掲げる措置（以下「相談業務」という。）を行うものとする。

- (1) 相談を受けた事案に係る事実の確認及び調査を行うこと。
- (2) 相談をした者に必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (3) 相談を受けた事案に係る関係者間の調整を行うこと。
- (4) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

3 市は、第1項の相談に的確に対応するため、その体制を整備するものとする。

4 市は、障害支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に規定する事業を市からの委託により行う事業所をいう。）に、相談業務の全部又は一部を委託することができる。この場合において、市は、当該受託事業所と共同して相談業務を行うものとする。



5 相談業務に従事する者又は相談業務に従事していた者は、正当な理由なく、相談業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第10条 市は、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成する障害者差別解消支援地域協議会(障害者差別解消法第17条第1項の協議会をいう。以下「協議会」という。)を組織する。

2 協議会は、広域的な連携を図るため、他の市町村と合同で設置することができる。

3 障害者差別解消法に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項については、市長が別に定める。

(障害者計画)

第11条 さぬき市障害者計画(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。)の策定又は変更に当たっては、障害を理由とする差別の解消に関する施策について定めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、障害を理由とする差別の解消に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

さぬき市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例

令和元年7月3日

条例第2号

障害の有無にかかわらず、生き生きと自分らしい生活を営み、安心して暮らすことのできる社会の実現は、私たち市民の共通の願いである。そのためには、お互いの考えや気持ちを伝え合い、理解し合うことが必要であり、言語を始めとしたコミュニケーション手段は、意思疎通を図り、情報を得る上で重要な役割を担っている。

その中でも、手話は、独自の言語体系を持ち、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。このため、ろう者は、お互いの考えや気持ちを伝え合い、理解し合うために必要な第一言語として手話を大切に育んできた。しかしながら、長い間、手話は言語として認められず、手話を使用することができる環境が整えられなかった。

こうした中、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）において、「言語」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義された。障害者基本法（昭和45年法律第84号）においても、平成23年の一部改正によって手話は言語であると位置付けられるとともに、障害者の意思疎通及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の確保又は拡大が図らなければならない旨が定められた。

これまで、障害者は、手話、要約筆記、点字、音訳、絵図などのそれぞれの障害の特性に応じた手段によりコミュニケーションを図ってきたが、現在の社会は、いまだそれを受容し利用する環境が整っているとは言えず、日常生活や社会生活において多くの不便や不安を感じながら暮らしている。

さぬき市は、手話が言語であるとの認識を広げるとともに、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発及び利用促進を図ることにより、障害者の権利を守り、全ての人が相互に人格と個性を尊重しながら、多様性を認め合う共生社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識の拡大並びに障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発及び利用促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、市民の障害の特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解を深め、これらの手段が使いやすい環境を構築し、もって全ての市民が障害の有無にかかわらず多様性を認め合い、共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (3) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、音訳、拡大文字、触手話、指文字、ひらがな表記、サイン、写真、絵図等の障害の特性に応じて利用される意思等の伝達手段をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）



第3条 手話が言語であるとの認識の拡大は、手話が独自の体系を持った言語であり、歴史的背景を有する文化的所産であることを基本として取り組まなければならない。

2 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発及び利用促進は、障害者が意思疎通を図り、又は情報を得るためのコミュニケーション手段には、障害の特性に応じた多様な形態があり、その者が自ら選択し、利用する権利を有すること及びそのことが保障されることを基本として行わなければならない。

3 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発及び利用促進は、障害の有無にかかわらず、誰もが円滑なコミュニケーションを図ることにより社会参加が保障されることが重要であるとの認識の下、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら、心豊かに共生する地域社会を実現することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民の手話が言語であるとの認識及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段への理解を広げ、これらの手段を利用しやすい環境とするための施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、前条の規定に基づく市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、第4条の規定に基づく市の施策に協力するとともに、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を使う障害者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備を行うよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、第4条に規定する責務を果たすため、次に掲げる施策を総合的かつ効果的に推進するものとする。

(1) 手話は言語であるとの認識の拡大に関する施策

(2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段への理解の拡大並びにこれらの普及啓発及び利用促進に関する施策

(3) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する施策

(4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段による意思疎通の支援に関する施策

(財政上の措置)

第8条 市は、前条各号に掲げる施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さぬき市障害者計画等策定委員会設置要綱

平成26年6月30日

告示第113号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づくさぬき市障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づくさぬき市障害者福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20の規定に基づくさぬき市障害児福祉計画(以下「障害者計画等」という。)の策定に関し必要な事項を検討するため、さぬき市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者計画等の策定及び見直しに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、障害者計画等に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害福祉団体関係者
- (2) 相談支援事業者
- (3) 障害福祉サービス事業者
- (4) 特別支援学校関係者
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉事務所障害福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則



(施行期日)

1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

(さぬき市障害福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 さぬき市障害福祉計画策定委員会設置要綱(平成18年さぬき市告示第101号)は、廃止する。

附 則(平成27年告示第8号)

この要綱は、平成27年2月2日から施行する。

附 則(平成31年告示第66号)抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第139号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、この要綱による改正後のさぬき市障害者計画等策定委員会設置要綱第4条本文の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。



関係者へのヒアリング調査について

(1) 調査等の概要

項目	ヒアリング調査
対象者	・障害者団体 3団体に所属する方 10名
調査時期	令和5年12月15日
調査方法	面談による聞き取り 場所:さぬき市寒川庁舎

(2) 地域生活について

- ・日中はサービスを利用しながら自宅で暮らす方が多くなっています。将来的には、施設や病院入所を考えている方が多くなっています。
- ・人とのコミュニケーションがとりづらく感じている方が多く、地域コミュニティへの参加が困難になっているケースがあります。
- ・一人になったとき、生活全般に支障をきたし、将来に対する不安を感じる方が多くなっています。
- ・使える障害福祉サービスが少ないと感じ、地域での生活の見通しが立たないと感じている方がいます。
- ・公共施設や大型店舗は、バリアフリー化が進み、利用しやすくなっていると多くの方が感じる一方、公共施設までの道のりや小規模小売店舗のバリアフリー化が進んでいないため、利用しにくいと感じています。
- ・医療に関しては、病院が少なく、予約制のない病院の待ち時間に不便を感じています。
- ・就労については、正規職員の採用枠が少なく、非正規での就労が多くなっています。また、自身の受け入れや生活の安定への不安が大きくなっています。
- ・障害の程度により、障害者年金が支給されないため、自身の症状が悪化し就労できない場合、安定した収入が見込めない状況になっています。
- ・地域活動へ参加する意欲があり、運動の必要性を感じている方が多くいます。
- ・防災訓練等への参加は、あまりない状況です。また、災害発生時には、福祉避難所等への避難ではなく、自宅での避難を考えている方が多い状況です。必要に応じた衛生資材の確保、福祉避難所の拡充やプライバシーの確保ができる対策を希望しています。
- ・避難行動要支援者名簿や個別避難計画については、いざというときに必要なものであると思う反面、個人情報などがどこにどのように保管されるのか分からないという声が多くあります。今後は、勉強会や情報提供を行う必要があります。
- ・差別や虐待については、差別を感じている方もいます。過去に比べて良くなったと感じる方もいます。虐待に関しては、家族自身が危険と感じる方もいます。
- ・何か声かけをしたいと思うが、個々によって異なるので、声をかけづらいと感じている方がいます。見えない壁、こころや意識のバリアフリーが必要です。
- ・成年後見制度は将来の必要性はあると感じていますが、現時点では必要ないと考えている方が多くなっています。将来の制度利用に向けた情報提供が必要です。
- ・情報については、市ホームページよりも広報で情報を取得される方が多くなっています。高齢者では、スマートフォンの利用が難しいと感じている方が多くなっています。「パソコン教室」「スマホ講座」などの開催を希望する方がいます。
- ・携帯電話やインターネット等の利用には、費用がかかるため、フリーWi-Fiの拡充や利用料金の補助を望まれている方がいます。



(3) 市への要望について

■全体として

- ・困ったときに、よく話を聞いてもらえて、柔軟に対応することを希望されています。
- ・この先の障害福祉サービスの展望や見通しが見えると希望につながると思われています。
- ・家族の休息に対する支援が望まれています。
- ・サービスの利用だけでなく、楽しみを通じた居場所づくりを望まれています。
- ・民間施設へのバリアフリー化を市からも要請や補助を希望される方がいます。
- ・物価が高騰し、生活が圧迫している方がいます。日常生活用具の補助基準価格の引き上げを希望します。

■障害福祉サービス等について

- ・必要な時に必要なサービスが受けられるよう、サービス事業者の拡充を望まれています。
- ・特に、移動支援や宿泊を伴うサービスを希望されています。
- ・サービス利用の際、ゆったりとしたサービス提供を望まれています。
- ・日中一時サービスで対応できない「一時預かり」を希望されています。
- ・サービス利用は、その時々で家庭の状況に変化があるため、一定サービスだけでなく、繰越といった柔軟な対応を望まれています。
- ・できないことの支援を何事もなく利用したい。
- ・介助者不足があるため、介助者の増員を望まれている方がいます。

■社会参加について

- ・就労機会の拡大、生活の安定に向けた取組を希望しています。
- ・公共サービスの休日や夜間の対応を希望しています。
- ・障害のある人のニーズは、障害のない人が考えるニーズとは異なります。当事者が職場等にいることで真のニーズに近づくと考えます。市役所や図書館といった公共施設での雇用の拡大を希望します。
- ・専用のスポーツ施設がないため、市外で活動を行うことが多くなっています。体を動かす場所、スポーツ施設やプール等の希望があります。
- ・作品展示の場所といった地域の活動拠点の場としてサポートしたい。

■障害に対する理解や学習等について

- ・市内での教育環境の充実を希望されています。
- ・障害に対する正しい理解の普及を望まれています。
- ・誰かと話す機会が家族には必要なため、各種申請手続き時に家族会の情報提供を希望しています。
- ・学習会の開催を希望されています。

■その他

- ・さぬき市住宅リフォーム支援事業については、先着順でなかなか利用しづらいため、一定の枠を確保し、情報提供を希望しています。
- ・放置された空き家からの落下物等、何らかの対策をお願いしたい。
- ・デジタル障害者手帳の普及・啓発をお願いしたい。



さぬき市障害福祉計画等策定委員会委員名簿

氏名	所属等	役職	備考
岡村 隆次	さぬき市身体障害者団体連合会	会長	副委員長
山下 勝正	さぬき市手をつなぐ育成会	会長	
竹内 純子	さぬき市曙会	会長	
和泉 可奈	障害者生活支援センター ましみず	主任相談員	
六車 初江	生活支援センター のぞみ	管理者	委員長
日野 由加里	地域活動支援センター クリマ	相談支援専門員	
水ト 則之	障害者支援施設 真清水荘	園長	
岡 慎也	障害者支援施設 のぞみ園	園長	
眞子 佳寿代	障害者支援施設 (さぬき市社会福祉協議会)	管理者	
淀谷 将	香川県立香川東部支援学校	教頭	
植村 久美子	障害者就業・生活支援センター 共生	主任就業支援ワーカー	
川田 篤	香川県東讃保健福祉事務所	主任	
立花 香代子	さぬき公共職業安定所	所長	
渡邊 千栄美	公募委員		
湯浅 一忠	公募委員		



計画策定の経緯

実施時期	内容
令和5年8月	アンケート調査の実施
令和5年10月	第1回 計画策定委員会
令和5年10月	関係団体へのヒアリング実施
令和5年12月	第2回 計画策定委員会
令和5年12月	関係者へのヒアリング実施
令和5年12月～令和6年1月	パブリックコメントの実施
令和6年2月	第3回 計画策定委員会
令和6年3月	計画策定

令和6年3月

発行：さぬき市

編集：さぬき市健康福祉部福祉事務所障害福祉課

〒769-2395 香川県さぬき市寒川町石田東甲 935 番地 1

TEL：0879-26-9903

FAX：0879-26-9944

Email：syogaifukushi@city.sanuki.lg.jp
